### 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書(13事業)

- 1 横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
- 2 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業
- 3 川井浄水場再整備事業
- 4 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業
- 5 横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
- 6 みなとみらい 21 中央地区 20 街区MICE施設整備事業
- 7 横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
- 8 みなとみらい 21 中央地区 20 街区MICE施設運営事業
- 9 横浜文化体育館再整備事業
- 10 上郷・森の家改修運営事業
- 11 みなとみらい公共駐車場運営事業
- 12 本牧市民プール再整備事業
- 13 環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月21日

作成局・課:環境創造局北部下水道センター

(連絡先:502-3738)

## 1 事業概要

事 業 :	名	横浜市環境創造局北部汚泥資源	原化センター	消化カ	、ス発電設備整	<b>E</b> 備事業		
事 業 内	容	消化ガス発電設備の維持管理	消化ガス発電設備の維持管理及び運営業務					
事業所管	課	環境創造局 下水道施設部 二	比部下水道セ	ンター				
事 業 形	態	サービス購入型	事業プ	5 式	BTO方式			
事 業 期	間	21年7か月 (始期) 平成20(2	008)年8月2	29日	(終期) 令和1	2(2030)年3月31日		
契 約 金	額	【契約当初】 8,253,714,00	0 円(平成	20 (200	8)年8月29日	日 時点)		
		【最近改定】	円(令和	(	)年月日	日 時点)		
PFI事業:	者	事業者の名称:株式会社 bay	eggs					
		■代表企業: JFEエンジ	ニアリング株	式会社				
		■構成企業: 東芝インフラミ	/ステムズ株	式会社				
		■協力企業:なし						
主な業務内	容	(1)設計業務						
		(2)建設業務						
		(3)工事監理業務						
		(4)消化ガス発電設備運営業績	务					
		(5)定期及び日常点検業務						
		(6)その他業務						
特定事業選定	時	定量的評価	<del>-</del>		<del>-</del>			
評価結	果	PSC PFI	-LCC	VFM	(金額)	VFM (%)		
[平成19年10月26日	∃]	4,947百万円 4,73	8百万円	2	08百万円	4.2%		
		定性的評価						
		① 建設・整備費の削減						
		② 管理運営費の削減						
		③ 事業費の削減						

# 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2007	平成	19	9	4	実施方針の公表
2007	平成	19	10	26	特定事業の選定
2007	平成	19	11	20	市報・調達広告 公募要項等の公表
2008	平成	20	2	19	応募者へのヒアリング
2008	平成	20	3	4	優先交渉権者の選定
2008	平成	20	3	27	基本協定締結
2008	平成	20	8	29	事業契約締結
2008	平成	20	10		基本設計開始
2008	平成	20	10		着工
2010	平成	22	4	_	供用開始
【備考					

# 3 令和4年度 業務実施報告

統	実施内容	・特になし。					
統括管理業務	特記事項						
理	要求水準未達事項	☑なし					
務		□あり(内容及	び対応状				
		   況:				)	
	実施内容	・平成21年6月	  に全ての設計	 +業務が完了	しているため	 、	 は業務な
設計業務	74.27 4 1	L.		171447411 724		, 1. 1 1 2.	
務	特記事項	•					
	要求水準未達事項	☑なし					
	ZAMATANCI X	□あり(内容及	が対応状				
		況:	(			)	
<b>建</b>	実施内容	・平成21年12月	  に全ての建設	 D業務が完了	 しているため	 、令和 4 年度	 は業務な
建設業務	74.2.74	し。				, , , , , , ,	
務	特記事項	•					
	要求水準未達事項	☑なし					
		  □あり(内容及	び対応状				
		况:				)	
維	実施内容	<ul><li>年間を通じて</li></ul>	大きなトラフ	ブルはなく、・	 その他不定期	 に小トラブル	 ⁄が発生しま
持		したが、迅速目	一つ適切な処置	置を実施する	ことにより、	運転信頼度の	向上に努め
維持管理業務		ました。					
养 務	特記事項	•					
	要求水準未達事項	☑なし					
		□あり(内容及	び対応状				
		况:				)	
運	実施内容	・平成22年1月	に全5台(1	 ~ 5 号機) 移	気動による本格	各的な運営・総	推持管理業務
運営業務		を開始して以	【降13年が経過	過し、事業契約	約における運	転期間(20年	間)の65%以
務		上を終了しま	<b>こした。</b>				
		<ul><li>各エンジンの</li></ul>	総運転時間に	は83,000時間	を超え、1号	機(6月)、	3 号機(4
		月)のD点樽	を実施しまし	<i>、</i> た。			
		運転時間				(単	位:時間)
		E-1	1号機	2 号機	3号機	4号機	5号機
		年度計画年度実績	6, 350	6, 350	6, 350	6, 350	6, 350
		年及夫祖 累積計画	4, 100 84, 327	7, 001 84, 327	6, 836 84, 327	6, 683 88, 169	6, 873 88, 169
		累積実績	83, 224	88, 636	86, 638	91, 853	91, 683
	特記事項	•					
	要求水準未達事項	☑なし					
	女小小牛小庄尹悦	<b>थ</b> なし   □あり(内容及	1.(孙阜·伟				
		LUのり (F)谷が	( U X ) / L 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				

		况:	)
そ	実施内容	・特になし。	
の他	特記事項	•	
	要求水準未達事項	☑なし	
		□あり(内容及び対応状	
		況:	)

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

## (1) 財務状況の比較

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R 4 年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	262, 622	263, 846	1, 224	基本料金単価変動、従量差
	経常利益	11, 260	13, 156	1,896	売上増に伴い利益増
	当期利益	8, 246	9, 265	1,019	売上増に伴い利益増
貸借対照表	総資産	623, 922	597, 937	-25, 985	長期前払費用償却
	総負債	397, 739	362, 488	-35, 251	借入金返済
	純資産	226, 183	235, 449	9, 266	当期利益分

## イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	269, 101	263, 846	-5, 255	基本料金単価変動、従量差
	経常利益	5, 484	13, 156	7, 672	金利改定の為、利息好転
	当期利益	3, 181	9, 265	6, 084	元本期限前返済および金利
					改定の為、利息好転

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	262, 354	263, 846	1, 492	基本料金変動、従量差
	経常利益	10, 198	13, 156	2, 958	元本期限前返済および金利
					改定の為、利息好転
	当期利益	5, 795	9, 265	3, 470	元本期限前返済および金利
					改定の為、利息好転

### (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
				լ — — — — — — — — լ
				H
ļ				H
	企	業ノウハウに該当	当する可能性があ	っちため、 し
1			表を差し控えてい	1
ł				<u> </u> 
H L				Ĵ
Į				[ 
男針婿	1 563 600	1 563 600		<u> </u>
累計額	1, 563, 690	1, 563, 690	0	

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	128, 284	128, 284	0	

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

- ・令和4年度については、各エンジンの総運転時間は83,000時間を超え、1号機(6月)、3号機(4月)のD点検を計画通り実施しました。
- ・事業全体を通して、突発的な修繕や予定していた修繕の先送りはなく、長期修繕計画に基づき、予定通り進捗しています。

### 5 令和4年度 所管局による評価

#### 事業面

維持管理・運営業務に対して、総合的なモニタリングを行った結果、電力及び温水の供給等は 適正に行われ、業務目標が達成されたことが確認されました。

平成22年1月に全5台( $1\sim5$  号機) 稼動による本格的な運営・維持管理業務を開始して以降13年が経過し、事業契約における運転期間(20年間) の65%以上を終了しました。

今期は、年間の取引電力量が計画値を若干上回り、熱供給量は計画値を下回りました。また、 消化ガスの有効利用率はほぼ計画値であり、バイオマスエネルギー有効利用による電力の地産地 消に貢献できたものと考えられます。

令和4年度は、1・3号機の各エンジンについてD点検が実施されました。点検中は対象号機が停止されたため、通常時より少ない台数での運転となりましたが、各号機のスケジュール調整等により無事終了しました。令和5年度は2・4・5号機のF点検が予定されています。

#### 財務面

今期は本格的な営業運転の13期目となりますが、良好な事業運営がなされています。 前年度と比較し、売上高および利益は増加し、良好な実績をあげています。 事業は順調に推移し、良好な財務状況にあるといえます。

#### その他

# 6 経営状況に関する資料

## (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書

### 損益計算書 自令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位:円)

		<u>(単位:円)</u>
科目	金幣	
【売上高】	263,846,140	
売上高		263,846,140
【売上原価】	243,833,051	, ,
売上原価		243,833,051
売上総利益		20,013,089
【販売費及び一般管理費】		20,020,000
販売費及び一般管理費合計		2,601,643
営業利益	<del> </del>	17,411,446
【営業外収益】		11,411,440
	174	
<b>単純収入</b>	174	174
■ 営業外収益合計 「業業人業 R R R R R R R R R R R R R R R R R R		174
【営業外費用】		
支払利息	2,755,277	
▲ 雑損失	1,500,000	
■ 営業外費用合計		4,255,277
経常利益		13,156,343
税引前当期純利益		13,156,343
法人税、住民税及び事業税		3,980,700
法人税等調整額		△ 90,156
当期純利益		9,265,799

【注記】

【備考】

# イ 貸借対照表

### 貸借対照表 至 令和5年3月31日現在

株式会社 bay eggs

(単位:円)

資産の	部	負債の	-
科目	金 額	科目	金額
【流動資産】	248,813,598	【流動負債】	125,034,534
現金及び預金	224,041,408	1年内返済の長期借入金	36,744,000
売掛金	24,395,720	未払金	82,839,112
前払費用	376,470	未払費用	1,174,392
		<b>未払法人税等</b>	2,416,700
		未払消費税等	1,860,330
		 【固定負債】	237,454,000
		長期借入金	237,454,000
		負債合計	362,488,534
		純資産の	
【固定資産】	349,124,012		235,449,076
【投資その他の資産】	<b>349,</b> 12 <b>4,</b> 012	1 141 - 1	30,000,000
長期前払費用	348,921,733		30,000,000
繰延税金資産	202,279		30,000,000
		利益剰余金	175,449,076
		その他利益剰余金	175, <b>449,</b> 076
		操越利益剰余金 	175,449,076
		純資産合計	235,449,076
資産合計	597,937,610	負債及び純査産合計	597,937,610

【注記】

【備考】

# ウ 株主資本等変動計算書

	株主	<b>資本等変動計算書</b>	
	自 令和4年4月	1日 至 令和5年3月31日	
			(単位:円)
【株主資本】			
資本金	当期首残高		30,000,00
	当期末残高	_	30,000,00
資本剰余金		-	
資本準備金	当期首残高		30,000,00
2011 1 Millians	当期末残高	_	30,000,00
資本剩余金合計	当期首残高	<del>-</del>	30,000,00
, PO TO SELECTION TO PER	当期末残高	-	30,000,00
利益剰余金	-17171VAIN	<del>-</del>	00,000,00
その他利益剰余金			
繰越利益剩余金	当期首残高		166,183,27
OWNERS TO THE PARTY OF THE	当期変動額	当期純利益	9,265,79
	当期末残高	=134451.7 <b>=F</b>	175,449,07
利益剩余金合計	当期首残高	-	166,183,27
4.1 TEM. 24. 24. 25. 21. 21.	当期変動額		9,265,79
	当期末残高	_	175,449,07
株主資本合計	ョゕへな同 当期首残高	<b>-</b>	
体土黄本古町	当期変動額		226,183,27
		_	9,265,79
atate att A.∌I.	当期末残高	<del>-</del>	235,449,07
純資産合計	当期首残高		226,183,27
	当期変動額	_	9,265,79
	当期末残高	_	235,449,07

【注記】

### (2) 監查報告書

### ア 監査役による監査報告書

### 監查報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度における 取締役の職務の執行に関して、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況を調 査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月26日

株式会社 bay eggs 監査役 大浦 公仁

### イ 独立監査法人による監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

令和5年5月13日

株式会社 bay eggs 取締役会 御中

公認会計士 野間事務所

東京都足立区

公認会計士野間



#### 監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、株式会社 bay eggs の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと 認める。

#### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取 締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月20日

作成局·課:市民局地域施設課

(連絡先:671-2086)

## 1 事業概要

事 業 名	横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業
事 業 内 容	瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園の設計・建設・維持管理等
事業所管調	市民局 地域施設課
事 業 形 態	<b>事 業 方 式</b> BTO方式
事 業 期 間	<b>1</b> 約17年 (始期) 平成20(2008)年12月16日 (終期) 令和8(2026)年3月31日
契 約 金 都	【契約当初】 <u>10,898,085,235</u> 円 (平成20(2008)年12月16日 時点)
	【最近改定】 <u>10,553,347,951</u> 円 (令和元(2019)年9月20日 時点)
PFI事業者	事業者の名称:グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社
	■代表企業:大和リース株式会社横浜支店
	■構成企業:株式会社ハリマビステム
	株式会社共立
	■協力企業:鹿島建設株式会社横浜支店
	株式会社NTTファシリティーズ
	株式会社環境デザイン研究所
	株式会社JR東日本クロスステーション
主な業務内容	
	(2)建設業務
	(3)工事監理業務
	(4)公会堂運営業務
	(5)食堂・売店運営業務
	(6)総合庁舎の維持管理
特定事業選定時	
評 価 結 果 	
[平成20年2月19日]	実施する場合
	現在価値換算での指数 100.0 90.8
	定性的評価
	① 効率的な業務実施による費用の最小化
	② 財政支出の平準化
	③ 施設計画等の優れた提案内容の採用
	④ サービス水準の向上
	⑤ リスク分担の明確化による安定した事業運営

## 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2006	平成	18	12	8	実施方針の公表
2007	平成	19	2	28	特定事業の選定
"	平成	19	5	8	入札公告
"	平成	19	7	2	1 グループの応募
"	平成	19	11	27	審査委員会による最優秀提案者の選定
"	平成	19	12	11	最優秀候補者の入札参加資格の喪失
2008	平成	20	2	19	入札公告【再公告】
"	平成	20	9	4	審査委員会による最優秀提案者の選定
"	平成	20	12	16	事業契約締結
2009	平成	21	1		設計・建築手続き
2010	平成	22	1		工事着手
"	平成	22	11		公会堂竣工・供用開始、旧公会堂解体、
2011	平成	23	2		区役所・消防署建設
"	平成	23	2	18	公会堂の引渡しに伴う契約金額の変更
					【変更後の契約金額】10,820,151,979円
"	平成	23	9	20	物価変動に伴う契約金額の変更
					【変更後の契約金額】10,729,446,172円
2012	平成	24	1		区役所・消防署竣工
	平成	24	2		区役所・消防署供用開始
"	平成	24	2	23	区役所・消防署の引渡しに伴う契約金額の変更
					【変更後の契約金額】10,535,579,867円
2013	平成	25	3		地下駐車場・公園整備竣工
"	平成	25	4		駐車場・公園供用開始
"	平成	25	5	30	地下駐車場・公園の引渡しに伴う契約金額の変更
					【変更後の契約金額】10,472,444,591円
2014	平成	26	6	3	消費税率の変更に伴う契約金額の変更
					【変更後の契約金額】10,526,856,285円
2019	令和	元	9	20	消費税率の変更及び建築基準法の改正に伴う契約金額の変更
					【変更後の契約金額】10,553,347,951円

【備考】2020年4月1日、事業合併により株式会社日本レストランエンタプライズから株式会社JR 東日本フーズに社名変更、2021年4月1日事業合併により株式会社JR東日本フーズから株式会社JR 東日本クロスステーションに社名変更。

# 3 令和4年度 業務実施報告

統	実施内容	・日常業務において、安全で適正な施設管理運営を実施しました。
括		│   ・毎月の定例モニタリングにおいて、市の要望等や利便性や利用サービスの向
統括管理業務		   上に留意した業務の報告・相談を行いました。
莱   務		│   ・横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画に基づき瀬谷公会堂の天井改修工事
		(当該PFI事業外)が令和4年6月から令和5年3月迄行われ、施工事業者
		   と適切に調整を行うとともに、4月再開に向けて3月に館内清掃・設備保守点
		検を実施しました。
		│  ・上記改修工事に伴う公会堂休館前の駆込み需要がありました。(4~5月利用
		   料金収入2,140千円、対前年比146.8%、4~5月利用者数9,264人、対前年比
		139. 4%)
		│ ・令和4年度物価高騰の影響に伴う指定管理施設の状況調査(横浜市からの調 │
		   査依頼) がありましたので、当該施設の指定管理部分である公会堂について回
		答を行いました。
	特記事項	
	要求水準未達事項	☑なし
		□あり(内容及び対応状
		況:
設	実施内容	・平成21年12月に設計業務は完了。
設計業務		・工事監理業務については、平成24年度末をもって完了。
務		
	特記事項	•
	要求水準未達事項	☑なし
		□あり(内容及び対応状
		况:
建业	実施内容	・平成22年11月に公会堂をオープン、平成24年2月に区役所・消防署をオープ
設業務		ン、平成25年3月に地下駐車場・二ツ橋公園・道路が完成し、全ての事業完
<b>粉</b>		成、引渡し完了。
	特記事項	
	要求水準未達事項	<b>☑</b> なし
	<b>メ小小十小仕ず</b> 以	□あり(内容及び対応状
		況: )
		/

維持管理業務	実施内容	・日常点検・月次点検において、年間計画に基づき業務を実施し、予定通り維持管理業務を完了しました。
	特記事項	・昨年度と同じく4月1日から令和5年2月末迄新型コロナウイルス対策として開庁日に各部屋のドアノブの消毒除菌作業を実施しました。 (PFI事業外)
	要求水準未達事項	<ul><li>☑なし</li><li>□あり(内容及び対応状況:</li></ul>
運営業務	実施内容	・令和4年度の公会堂運営業務について、公会堂天井工事により令和4年6月から令和5年3月迄休館となりました。4月~5月の稼働率92.6%(日割り)、利用者数9,264人、利用料収入2,140千円の実績となりました。 ・公会堂天井工事期間の休館中における案内業務を行いました。 ・6月1日未明から6月2日14時頃まで瀬谷公会堂HPにアクセス障害が発生したが、瀬谷区のHPに瀬谷公会堂HPアクセス障害の旨を掲載し、サーバー会社の復旧対応により復旧しました。なお、アクセス障害に係るクレーム等はありませんでした。
	特記事項	・個人情報保護法・コンプライアンスについての研修をしました。 ・特殊照明器具用の型を2種類(王冠・土星)新規作成しました。 ・他館で見学と舞台技術の研修を行いました。 ・瀬谷区主催「瀬谷区人権啓発指導者全体研修」に参加しました。 ・消防計画による火災発生時避難訓練及び安全研修を行いました。 ・休館中により利用者懇談会をアンケート・意見等をお伺いする書面開催にて 行いました。
	要求水準未達事項	<ul><li>✓なし</li><li>□あり(内容及び対応状況:</li></ul>
その他(食堂・売店)	実施内容	・食堂・売店の利用者人数、28,026名(前年度 26,338名) 1,688名増 ・食堂・売店の売上目標16,079千円に対して、実績売上13,507千円(84.0%)(前年度 12,291千円、1,216千円増) ・食堂・売店の利用者1人当たりの売上481円(前年度466円)15円増 ・イベントメニューによる集客を行いました。 ・売店においては、廃棄ロス削減の為の適正発注と、売上増加に向けた新商品の発注を継続しました。
	特記事項	・新型コロナウイルス感染防止のための対策を継続しました。

要求水準未達事項	☑なし	
	□あり(内容及び対応状況:	)

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

## (1) 財務状況の比較

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	193, 712	207, 006	13, 294	サービスス購入料D修繕費の差異(年度ごとに違うため)による増
	経常利益	6, 088	-2, 110	△8, 198	公会堂休館による収入減
	当期利益	4, 578	-1, 593	△6, 171	同上
貸借対照表	総資産	2, 685, 267	2, 161, 335	△523, 932	割賦売掛金の入金による減
	総負債	2, 560, 324	2, 037, 985	△522, 339	借入金支払いによる減
	純資産	124, 943	123, 350	△1, 593	当期損失金額

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	238, 939	207, 006	△31, 987	物価変動による改定、公会堂休館
	経常利益	1, 676	-2, 110	△3, 786	公会堂休館によるつい収入減
	当期利益	1, 007	-1, 593	△2,600	同上

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	217, 326	207, 006	△10, 320	計画時は公会堂休館が確定しておらず、開館を前提といた計画であったため。
	経常利益	2, 895	-2, 110	$\triangle 5,005$	同上
	当期利益	2, 125	-1, 593	△3, 718	同上

### (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
				ו – – – – – – – – י
				ľ
	企業	ノウハウに該	当する可能性があ	るため、
	全事	事業において公	表を差し控えてい	ハます。
L				
累計額	283, 885	272, 737	△11, 148	

#### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	70, 542	70, 542	0	委託契約どおり

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

- ・事業期間終了前(14年目)に施設性能マネジメントチームによる建物診断を実施します。
- ・令和4年度については突発的な修繕が発生したものの、事業全体を通しては計画修繕により、 大きな影響が出ないように取り組んでいます。

# 5 令和4年度 所管局による評価

<b>事</b> 棄面	ナ人叫
-------------	-----

全体的に各施設とも日常点検及び月次点検等を行っており、維持管理・運営上の大きな問題はない。また、突発的なトラブルやその対応についても定例モニタリング会議等を通して共有されている。特定天井脱落対策工事として、瀬谷公会堂の一時休館を実施した。

#### 財務面

令和4年度計算書類等(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第14期事業年度)に関して、以下の項目に基づいて確認を行った結果、特に大きな問題はなかった。

- 提出時期
- ・提出書類
- ・提案書類との整合(貸借対照表)
- ・提案書類との整合(損益計算書)

また、指定管理者への新型コロナウイルスにかかる補助金はありません。

#### その他

# 6 経営状況に関する資料

# (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書

	損	益 計	算	書		
	自至	自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日				
リーンファシリティーズ瀬谷㈱			V111			(単位: 円)
科 目					金	額
売上高】						
売 上 高					207, 006, 442	
売上高合	t					207, 006, 442
売上原価】						
売 上 原 価					208, 734, 166	
合	+				208, 734, 166	
売 上 原	Б					208, 734, 166
売 上 総 損 失	金 省	Ħ				1, 727, 724
販売費及び一般管理費】						
販売費及び一般管理費合計						146, 274
営 業 損 失	金客	Ŭ				1, 873, 998
営業外収益】						
受 取 利 儿					30, 802, 500	
営業外収益合	1			-		30, 802, 500
(営業外費用)						
支 払 利 ル	8.				31, 037, 664	
その他の営業外費」	Ħ			Ш	1, 694	
営業外費用合	+					31, 039, 358
経 常 損 失	金 衮	ij.				2, 110, 856
税引前当期純損	失金额	Đị.				2, 110, 856
法 人 税	等	ř				191, 700
法人税等調	整套	Ŋ				-708, 825
当期純損失	金 玄	ei .				1, 593, 731

### 【注記】

関係会社との取引高

仕入高 13,450千円

支払利息 1,721千円

#### 貸借対照表 イ

#### 貸 借 対 照 表

2023年 3月31日 現在

ク	リー	ン	フ	7	シ	IJ	テ	1	ーズ	瀬	谷	㈱
---	----	---	---	---	---	----	---	---	----	---	---	---

グリーンファシリティーズ瀬谷㈱			(単位: 円)
資 産 🧷	部	負 債	か 部
科目	金 額	科目	金 額
【流動資産】	768, 973, 704	【流動負債】	657, 488, 602
現金及び預金	106, 279, 773	買 掛 金	106, 131, 470
売 掛 金	105, 489, 673	1 年内返済長期借入金	538, 434, 964
1 年内回収長期割賦売掛金	541, 625, 301	未 払 利 息	9, 299, 858
未 収 利 息	14, 403, 566	未 払 法 人 税 等	64, 900
未 収 入 金	60, 067	前 受 金	2, 578, 236
未収法人税等	654, 721	預 り 金	979, 174
未収消費税等	185, 603	【固定負債】	1, 380, 496, 479
立 替 金	275,000	長期借入金	1, 380, 496, 479
【固定資産】	1, 392, 361, 417	負 債 の 部 合 計	2, 037, 985, 081
【投資その他の資産】	1, 392, 361, 417	純 資 産	の部
長期割賦売掛金	1, 391, 574, 854	【株主資本】	123, 350, 040
繰延税金資産(固定)	786, 563	資 本 金	30, 000, 000
		利 益 剰 余 金	93, 350, 040
		その他利益剰余金	93, 350, 040
		繰越利益剩余金	93, 350, 040
		純 資 産 の 部 合 計	123, 350, 040
資産の部合計	2, 161, 335, 121	負債及び純資産合計	2, 161, 335, 121

#### 【注記】

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金 106,280千円 105,490千円 14,404千円 売掛金 未収利息 60千円 未収入金 未収法人税等 未収消費税等 655千円 186千円 長期割賦売掛金(1年内回収長期割賦売掛金を含む) 1,933,200千円

②担保に係る負債

長期借入金(1年内返済長期借入金を含む) 1,918,931千円 1,918,931千円 (2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 買掛金 7,398 千円 1年内返済長期借入金 20,836 千円

未払利息 512 千円 長期借入金 53,995 千円

2,160,275千円

# ウ 株主資本等変動計算書

	自 2022年 4月 1日	
	自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日	
グリーンファシリティーズ瀬谷㈱		(単位: 円)
【株主資本】		
資 本 金	当期首残高	30, 000, 000
	当期末残高	30, 000, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益 剰余金	当期首残高	94, 943, 771
	当期変動額 当期純利益金額	-1, 593, 731
	当期末残高	93, 350, 040
利益剰余金合計	当期首残高	94, 943, 771
	当期変動額	-1, 593, 731
	当期末残高	93, 350, 040
株 主 資 本 合 計	当期首残高	124, 943, 771
	当期変動額	-1, 593, 731
	当期末残高	123, 350, 040
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	124, 943, 771
	当期変動額	-1, 593, 731
	当期末残高	123, 350, 040

### 【注記】

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項 当事業年度末 普通株式 600株

### (2) 監查報告書

### ア 監査役による監査報告書

#### 監査報告書

私、監査役は 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 15 期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、親会社の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の 整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び親会社の 使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、 重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を 調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附 属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか を監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を 受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正 に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項) を「監査に関する品質管理基準」 (平成17年10月28日企業会計審議会) 等に従 って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に 基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書) 及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示 しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である公認会計士 村井一雅の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

令和5年5月10日

グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社

監查役馬濱昭夫



#### 独立監査法人による監査報告書(1/2) イ

#### 独立監査人の監査報告書

令和5年5月9日

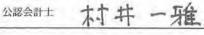


グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社 取締役会 御中

村井公認会計士事務所

大阪府大阪市

公認会計士 本十井 一雅



#### 監查意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社の 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」 という。) について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

#### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基 準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の 倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判 断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書に含まれる情報のうち、計算書類及びその監 査報告書以外の情報から構成される。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に私に提 供されることが予定されている。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。 また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記 載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他 の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討する こと、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注 意を払うことにある。

事業報告及びその附属明細書を通読し、重要な誤りがあると判断した場合、私は、当該事項を監査 役等に報告することが求められている。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類 等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書

### イ 独立監査法人による監査報告書(2/2)

類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意 見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並 びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまでに軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月28日

作成局・課:水道局川井浄水場

(連絡先:921-1174)

# 1 事業概要

事 業 名	川井浄水場再整備事業							
事 業 内 容	本水場の設計・建設・維持管理等							
事業所管課	水道局 浄水部 川井浄水場							
事業形態	サービス購入型   事業方式   BTO方式							
事 業 期 間	25年(始期)平成21(2009)年4月1日 (終期)令和16(2034)年3月31日							
契 約 金 額	【契約当初】 27,679,173,328円 (平成21(2009)年2月27日 時点)							
	【最近改定】 <u>27,187,363,089円</u> (令和4 (2022)年8月9日 時点)							
PFI事業者	事業者の名称:ウォーターネクスト横浜株式会社							
	■代表企業:メタウォーター株式会社							
	■構成企業:メタウォーターサービス株式会社、							
	三菱HCキャピタル株式会社、月島アクアアソリューション株式							
	会社、東電パワーテクノロジー株式会社、							
	東京電力エナジーパートナー株式会社							
	■協力企業:鹿島建設株式会社、株式会社東京設計事務所							
主な業務内容	(1)事前調査業務							
	(2)設計業務							
	(3)工事業務							
	(4)工事監理業務							
	(5)周辺調査業務・電波障害等対策業務							
	(6)浄水場施設維持管理業務							
特定事業選定	定量的評価							
時	PSC PFI-LCC VFM(金額) VFM(%)							
評 価 結 果	18,819 百万円 17,532 百万円 1,287 百万円 7.0%							
[平成20年3月3日]	定性的評価							
	① 最適な維持管理サービスの提供							
	② リスク分担の明確化による安定した事業運営							
	③ 安全性の更なる向上							
	④ 財政支出の平準化							

# 2 事業経過

西曆	元号	年	月	日	内容		
	平成	19	12	14	実施方針の公表		
	平成	20	3	3	特定事業の選定		
	平成	20	6	3	入札公告		
	平成	20	9	24	1 グループの応募		
	平成	20	11	14	審査委員会による優秀提案者の選定		
	平成	20	12	4	落札者決定		
	平成	20	12	26	基本協定締結		
	平成	21	2	27	事業契約締結		
	平成	21	4		基本設計開始		
	平成	22	2		実施設計開始		
	平成	22	7		着工		
	平成	26	3	31	覚書による契約金額変更(施設整備費、支払利息、消費税の変更)		
					【変更後の契約金額】: 26, 756, 796, 688円		
	平成	26	4	1	供用開始		
	平成	26	7	31	物価変動による契約金額変更		
					【変更後の契約金額】: 27,009,355,552円		
	平成	27	3	31	基準金利見直しによる契約金額変更		
					【変更後の契約金額】: 26,979,371,497円		
	平成	27	7	31	物価変動による契約金額変更		
	<del>4</del> \	00	0	1.0	【変更後の契約金額】: 27,039,589,552円		
	平成	28	8	16	物価変動による契約金額変更		
	平成	29	8	2	【変更後の契約金額】: 26,931,511,317円 物価変動による契約金額変更		
	1 /9/4				【変更後の契約金額】: 26, 795, 989, 456円		
	平成	30	8	1	物価変動による契約金額変更		
					【変更後の契約金額】 : 26,859,114,419円		
	令和	元	8	9	物価変動による契約金額変更		
					【変更後の契約金額】: 27,095,292,840円		
	令和	2	8	18	物価変動による契約金額変更		
	۸ r_			10	【変更後の契約金額】: 27, 212, 257, 724円		
	令和	3	8	13	物価変動による契約金額変更 【変更後の契約金額】: 27, 132, 626, 352円		
	令和	4	3	31	金利指標変更による契約金額変更		
	14 (I H	1	3	01	【変更後の契約金額】: 27, 116, 204, 135円		
	令和	4	8	9	金利指標変更による契約金額変更		
					【変更後の契約金額】: 27, 187, 363, 089円		

### 【備考】

令和5年4月1日、月島機械株式会社は持株会社体制へ移行し、月島ホールディングス株式会社に 社名変更のうえ、水環境事業を月島アクアソリューション株式会社が承継しました。

# 3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	<ul> <li>・維持管理業務報告書(2021年度)の作成</li> <li>・実施計画書(2023年度)の作成</li> <li>・水質管理計画(2023年度)の作成</li> <li>・水質検査計画(2023年度)の作成</li> <li>・決算業務</li> </ul>	
	特記事項要求水準未達事項	なし ■なし	
設計業務	実施内容	□あり(内容及び対応状況:なし	)
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし □あり(内容及び対応状況:	)
建設業務	実施内容	なし	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)

維持管理業務	実施内容	・運転管理業務、保全管理業務、水質管理業務、災害・事故対策業務、安全衛生管理業務、施設公開業務(前年度と同様にコロナウイルス対策のため、一般見学の受け入れを中止中。SPC側で受け入れたい場合には、市に事前確認。)、保安業務、清掃業務
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	ロなし
		■あり
		内 容:令和4年9月18日に3号膜ろ過装置制御盤シーケンサ異常により、
		3号膜ろ過装置が約4時間停止した。
		対応状況:実施した是正措置に関する是正報告書を令和5年2月17日に提出済
		)
運営業務	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状況: )
その他	実施内容	なし
	特記事項	<b>■</b> なし
		□あり(内容及び対応状況: )
	要求水準未達事項	

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

## (1) 財務状況の比較

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	419, 588	467, 679	48, 091	物価改定による維持管理対価
					の増額、受取修繕費の増額
	経常利益	36, 498	35, 579	-919	受取割賦利息の減少
	当期利益	25, 007	24, 397	-610	
貸借対照表	総資産	9, 220, 644	8, 506, 776	-713, 868	R4年度割賦代金の受領による
					売掛金の減少
	総負債	8, 884, 792	8, 146, 526	-738, 266	長期借入金の減少
	純資産	335, 851	360, 249	24, 398	当期純利益による繰越利益剰
					余金の増加

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	1, 424, 019	467, 679	-956, 340	会計基準の変更に伴う割賦売
					上の未計上
	経常利益	47, 841	35, 579	-12, 262	"
	当期利益	28, 288	24, 397	-3, 891	"

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	456, 863	467, 679	10, 816	物価改定による維持管理対
					価の増額、売電収入の増加
	経常利益	30, 037	35, 579	5, 542	一般管理費の削減(予備費
					の未消化)等
	当期利益	5, 441	24, 397	18, 956	実績値の当期利益は、法人
					税等調整額を反映したもの

### (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
				ľ
				j
				¦
				j
				H 
	企業ノウハウ	た該当する可能	性があるため、	į.
	全事業にお	いて公表を差し	空えています。	¦
				j
1				l I
				j
1				ļ
				H
累計額	834, 155	861, 699	27, 544	

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	<b>計画値</b> (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	157, 376	157, 376	0	

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

事業全体を通して、突発的な修繕や予定していた修繕の先送りはなく、長期修繕計画に基づき、 予定通り進捗しています。

# 5 令和4年度 所管局による評価

事業面	
3号膜ろ過装置の停止という要求水準未達事項があったが、	それ以外は計画どおり浄水施設維持管
理業務を問題なく行った。	
財務面	
ウォーターネクスト横浜(株)の財務状況は、ほぼ計画と	
の問題、あるいは今後の経営に影響を及ぼすと思われる懸念	
なお、新型コロナウイルス感染症に係る補助金は受領して	いない。
ve = EL	
その他	
と たん	
特になし。	

# 6 経営状況に関する資料

# (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日		
ウォーターネクスト横浜 株式会社		(単位: F
科 目	金	額
【売上高】		
受 取 維 持 管 理 費	464, 914, 952	
その他収入	2, 764, 170	
売 上 高 合 計		467, 679, 12
【売上原価】		
支 払 維 持 管 理 費	272, 381, 502	
修 繕 費	157, 376, 223	
合 計	429, 757, 725	
売 上 原 価		429, 757, 72
売 上 総 利 益		37, 921, 39
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		15, 364, 52
営 業 利 益		22, 556, 86
【営業外収益】		
受 取 利 息	5, 760	
受 取 割 賦 利 息	110, 602, 584	
営業外収益合計		110, 608, 34
【営業外費用】		
支 払 利 息	97, 585, 682	
営業 外費 用合計		97, 585, 68
経 常 利 益		35, 579, 53
税 引 前 当 期 純 利 益		35, 579, 53
法人税・住民税及び事業税		20, 356, 57
法 人 税 等 調 整 額		△9, 174, 53
当 期 純 利 益		24, 397, 49

## 【注記】

### 【備考】

### イ 貸借対照表

#### 貸 借 対 照 表

2023年 3月31日 現在

ウォーター	トクス	卜横浜	株式会社
-------	-----	-----	------

(単位: 円)

// / 11/	/ 个下切の	V12424 124			(44) (11)
資	産	0	部	負 債 σ	部
乔	目		金 額	科 目	金 額
【流動資産】			8, 506, 767, 235	【流動負債】	1, 044, 897, 403
現 金	及び音	頁 金	539, 227, 308	買 掛 金	253, 566, 949
売	掛	金	7, 966, 092, 487	1年内返済予定長期借入金	729, 443, 418
前 拮	公 費	用	1, 447, 440	未 払 金	6, 683, 206
【固定資産】			8,800	未 払 費 用	31, 137, 545
【投資その	他の資産】		8,800	未 払 法 人 税 等	10, 128, 800
長 期	前 払 多	党 用	8,800	未 払 消 費 税 等	10, 896, 900
				仮 受 金	3, 040, 585
				【固定負債】	7, 101, 629, 566
				長 期 借 入 金	6, 673, 179, 258
				繰 延 税 金 負 債	71, 706, 476
				長期未払消費税	356, 743, 832
				負債の部合計	8, 146, 526, 969
				純 資 産	の部
				【株主資本】	360, 249, 066
				資 本 金	100,000,000
				利 益 剰 余 金	260, 249, 066
				その他利益剰余金	260, 249, 066
				繰越利益剰余金	260, 249, 066
				純資産の部合計	360, 249, 066
資産	の部台	計 台	8, 506, 776, 035	負債及び純資産合計	8, 506, 776, 035

### 【注記】

### 【備考】

### ウ 株主資本等変動計算書

### 株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位:円)

		利益剰余金		純資産合計	
	資本金	その他利益剰余金	株主資本合計	PERKEDI	
		繰越利益剰余金			
当期首残高	100, 000, 000	235, 851, 572	335, 851, 572	335, 851, 572	
事業年度中の変動額					
当期純利益金額		24, 397, 494	24, 397, 494	24, 397, 494	
事業年度中の変動額合計		24, 397, 494	24, 397, 494	24, 397, 494	
当期末残高	100, 000, 000	260, 249, 066	360, 249, 066	360, 249, 066	

【注記】

#### (2) 監查報告書

#### ア 監査役による監査報告書

#### 監查報告書

私は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務 の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、 取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に 応じて説明を求め、本社において業務および財産の状況を調査しました。以上の方法 に基づき、事業報告およびその附属明細書について検討をいたしました。

また会計帳簿等の調査を行い、該当事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)並びにその附属明細書につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1)事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。

2023年5月24日

ウォーターネクスト横浜株式会社

監查役三枝道雄

#### イ 独立監査法人による監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ウォーターネクスト横浜株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 部簇

映

#### 監查意見

当監査法人は、以下に掲げられているウォーターネクスト横浜株式会社の2022年4月1日から2023 年3月31日までの第15 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変 動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、全ての重要な点において、会社計算規則(ただし、同規則第 98 条第 2 項第 1 号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して作成されているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等作成の基礎並びに配布及び利用制限

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、計算書類等は、会社計算規則 (ただし、同規則第 98 条第 2 項第 1 号を適用する。) 及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されており、会社計算規則第 98 条第 1 項に掲げられた注記事項のうち一部は記載されていない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、横浜市、ウォーターネクスト横浜株式会社の株主であるメタウォーター株式会社、メ タウォーターサービス株式会社、三菱HCキャピタル株式会社、月島アクアソリューション株式会社、 東京パワーテクノロジー株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社並びにウォーターネクス ト横浜株式会社の借入金融機関である株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社模 浜銀行、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社山口銀行、湘南信用金庫及びかながわ信用金庫のみを利用 者として想定しており、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があ るかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則 (ただし、同規則第 98 条第 2 項第 1 号を適用する。) 及び我が国に おいて一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成することにあり、ま た、計算書類等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどう かについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算 書類等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに ある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくな る可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

#### 和地間係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月20日

作成局・課:市民局地域施設課

(連絡先:671-2086)

### 1 事業概要

事 業 名	戸塚駅前西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業						
事 業 内 容	区役所、区民文化センター、第二交通広場の設計、建設、維持管理等						
事業所管課	市民局 地域施設課						
事業形態	混合型 <b>事業形態</b> B T O 方式						
事業期間	約17年 (始期) 平成22年6月23日 (終期) 令和9年3月31日						
契 約 金 額	【契約当初】 16,903,223,308 円(平成22年6月23日 時点)						
	【最近改定】 <u>17,341,081,474</u> 円(令和4年6月7日 時点)						
PFI事業者	事業者の名称:アートプレックス戸塚株式会社						
	■代表企業:三菱HCキャピタル株式会社						
	■構成企業:鹿島建設株式会社、株式会社ハリマビステム、株式会社共立						
	コクヨマーケティング株式会社						
	■協力企業:株式会社東畑建築事務所、株式会社レストランモア						
主な業務内容	主な業務内容						
	(1)設計に関する業務						
	(2)建設に関する業務						
	(3)工事監理業務						
	(4)維持管理業務						
	(5)運営業務						
	① 区民文化センター管理運営・事業実施業務						
	② 第2交通広場管理運営業務						
	③ 駐車場管理運営業務						
	④ 第2自転車駐車場管理運営業務						
	⑤ 食堂運営業務						
	⑥ 多目的スペース管理運営業務						
	⑦ 店舗運営業務						
	⑧ その他市が認める付帯事業(売店、自動販売機等の利便機能の設置等)						

# 特定事業選定時 評価 結果 [平成22年3月15日]

$\rightarrow$	<b>=</b> .	44	≓πέ	/TT
疋	重	H^.	邼	1mn

PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
16,876百万円	15,591百万円	1,285百万円	7.6%

#### 定性的評価

- ① サービス水準の向上
  - ・駅前立地の特性を活かした提案
  - ・一体的な管理・運営による利便性の向上
- ② 優れた提案内容の採用
- ③ リスク分担の明確化による安定した事業運営

### 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容		
2009	平成	21	3	31	実施方針の公表		
2009	平成	21	5	18	特定事業の選定の公表		
2009	平成	21	5	29	要求水準書(案)の公表		
2009	平成	21	7	21	入札公告(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案		
					等の公表)		
2009	平成	21	10	5	入札参加資格確認申請書受付締切		
2009	平成	21	10	15	入札参加資格確認結果通知		
2009	平成	21	11	30	入札・開札・提案書受付 (2 グループ)		
2010	平成	22	2	22	審査委員会による最優秀提案者の選定		
2010	平成	22	2	26	落札者の決定・公表、審査結果の通知		
2010	平成	22	3	24	基本協定の締結		
2010	平成	22	6	23	事業契約の締結		
		1			【契約金額】: 16,903,223,308円		
2013	平成	25	2	26	変更契約(物価変動による)		
					【変更後の契約金額】: 16,730,893,617円		
	平成	25	3		供用開始 ※区民文化センターの供用開始は平成25 年 8 月末		
	平成	25	5	30	変更契約 (割賦金利の改定による)		
					【変更後の契約金額】: 16,557,685,075円		
2014	平成	26	6	3	変更契約(消費税増による)		
					【変更後の契約金額】: 16,685,820,641円		
2017	平成	29	6	6	変更契約 (エスカレーター設置工事による)		
					【変更後の契約金額】: 16,979,767,783円		
2018	平成	30	2	10	エスカレーター増設工事完了		
2019	令和	元	9	20	変更契約 (消費税増及び建築基準法改修による)		

					【変更後の契約金額】: 17,036,931,474円
2022	令和	4	6	7	変更契約 (ホール天井改修工事による)
					【変更後の契約金額】 : 17, 341,081,474円
【備考	]				

### 3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	・毎月のモニタリング会議にて月次報告を実施。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状
		况:
設計業務	実施内容	・平成23年4月末に設計業務完了。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状
		况:
建設業務	実施内容	・平成25年2月末に建設業務完了。 ・横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画に基づき、天井改修工事を追加工事 として契約変更(令和4年6月)及び工事実施・完了
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状
		況:
維持管理業務	実施内容	・日常点検・月次点検において、年間業務計画に基づく作業は完了した。 ・特に大きな事故・トラブル等もなく業務を遂行できた。
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状況: )

	<b>++++</b>	
運営業務	実施内容	・区民文化センター(平成25年8月31日開館):前年度に比べ、利用者数は
業		1,482人増の77,331人、収入においては11,721千円減の27,433千円となった(目
務		標値:43,378千円)。新型コロナウイルスの影響が無かった平成30年度に比
		べ、利用者数は75,407人減、収入においては26,499千円減となった。また、令
		和4年6月~令和5年1月に天井改修工事をしており、収入減の要因となった。
		・駐車場:前年度に比べ、利用台数は206台減の137,450台、収入においては816
		   千円増の23,212千円となった(目標値:16,194千円)。平成30年度に比べ、利
		   用台数は4,784台増、収入においては111千円減となった。
		・食堂:前年度に比べ、利用者数は 954 組減の 16,245 組、収入においては
		2,644 千円増の21,371 千円となった(目標値:48,000 千円)。平成30 年度に
		比べ、利用者数は30,766組減、収入においては18,860千円減となった。
		・多目的スペース:前年度に比べ、稼働率は1.2ポイント減の95.0%、収入にお
		いては904千円増の7,422千円となった(目標値:5,670千円)。平成30年度に比
		べくな304   1月頃の1,422   1月となった (日保値 13,610   1月)。
		・、、修働学ではは、3かインドが、収入でにおいてでは2,190十円がこなりた。
	特記事項	
	14 8 2 7 7	ある。しかしながら、新型コロナウイルスの影響が無かった平成30年度と比較
		すると継続して厳しい状況にある。
		・特に食堂運営に関しては、原材料費等も高騰しており、厳しい状況にある。
		THE TAX TO THE TOTAL OF THE TAX TO THE TAX T
	要求水準未達事項	■なし
	<b>女小小</b> 十小世尹·京	■なり
7	実施内容	なし
その	大旭门台	
他		
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状
		况:
>	o Fart Iv 1.3/4	

※本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

### 4 令和4年度 財務状況報告

### (1) 財務状況の比較

#### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	345, 039	621, 539	276, 500	区民文化センター天井改修
					工事費収入の計上
	経常利益	23, 440	<b>▲</b> 64, 746	<b>▲</b> 88, 186	計画的な修繕費の計上
	当期利益	16, 335	<b>▲</b> 43, 195	<b>▲</b> 59, 530	同上
貸借対照表	総資産	2, 773, 367	2, 400, 655	<b>▲</b> 372, 712	売掛金の減少
					(R4年度の割賦代金を受領
					したため)
	総負債	2, 288, 759	1, 959, 242	<b>▲</b> 329, 517	長期借入金の減少
	純資産	484, 607	441, 412	<b>▲</b> 43, 195	利益剰余金の減少

#### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	672, 603	621, 539	<b>▲</b> 51, 064	会計基準の変更に伴う割賦
					売上の未計上
					区民文化センター天井改修
					工事費収入の計上
	経常利益	<b>▲</b> 67, 962	<b>▲</b> 64, 746	3, 216	借入金の減少と金利負担の
					減少
					予備予算の支出の減少
	当期利益	<b>▲</b> 68, 153	<b>▲</b> 43, 195	24, 958	税負担の減少

#### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	345, 039	621, 539	276, 500	区民文化センター天井改修
					工事の計上
	経常利益	<b>▲</b> 77, 453	<b>▲</b> 64, 746	12, 707	予備予算の支出の減少
	当期利益	<b>▲</b> 77, 645	<b>▲</b> 43, 195	34, 450	法人税等調整額の計上

#### (2) 修繕費の推移

#### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
			i
			ļ
			· H
(土)	#未にわいて公	衣を左し控えて	(15)。 
			j
406, 136	392, 222	<b>▲</b> 13, 914	
	(契約時) 企業	(契約時) (R4年度) 企業ノウハウに該 全事業において公	(契約時) (R4年度) (実績-計画)  企業ノウハウに該当する可能性があ 全事業において公表を差し控えてい

#### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	138, 100	138, 100	0	_

#### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

・令和4年度に実施した区民文化センターホール天井改修工事の影響により、一部来年度以降に 先送りする修繕もあるが、費用のバランスを取りながら、事業全体額として大きな影響が出ない ように実施している。

### 5 令和4年度 所管局による評価

	1114	_
-	~~~	_
_	ᆂ	囬

- ・全体的に、各施設とも日常点検及び月次点検等を行い、維持管理・運営上の大きな問題はない。
  - ・年間を通して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、新型コロナウイルス の影響が無かった平成30年度に比べ、区民文化センター・食堂・多目的スペースにおける利 用者数、収入が減少した。

#### 財務面

令和4年度計算書類等(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第13業年度)に関して、 以下の項目に基づいて確認を行った結果、特に大きな問題はなかった。

- 提出時期
- 提出書類
- ・提案書類との整合(貸借対照表)
- ・提案書類との整合(損益計算書)

また、指定管理者への新型コロナウイルスにかかる補助金はありません。

#### その他

### 6 経営状況に関する資料

### (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

### ア 損益計算書

	損 益 計 算	書	
	自 2022年 4月 1日		
アートプレックス	至 2023年 3月31日 巨ケザポーム社		(単位: 円
174777	科目	金	額
【売上高】			~ .
維持	管 理 収 入	609, 364, 636	
賃 貸	料 収 入	12, 175, 200	
売	上 高 合 計		621, 539, 83
【売上原価】			
維持	管 理 原 価	665, 006, 876	
賃 貸	料 原 価	10, 020, 000	
合	計	675, 026, 876	
売	上 原 価		675, 026, 87
	売 上 総 損 失 金 額		53, 487, 04
【販売費及び一			
販売費及	び一般管理費合計		11, 305, 53
-	営業損失金額		64, 792, 57
【営業外収益】			
受	取 利 息	6, 380	
割	賦 利 息	34, 473, 731	600
営	業外収益合計		34, 480, 11
【営業外費用】	t/ 41 b	20 024 000	
支金	払 利 息 融 手 数 料	32, 934, 229 1, 500, 000	
並営	無 子 数 科 業 外 費 用 合 計	1, 500, 000	34, 434, 22
	経常損失金額		64, 746, 69
	税引前当期純損失金額		64, 746, 69
	法人税・住民税及び事業税		191, 70
	法 人 税 等 調 整 額		△21, 743, 23
	当期純損失金額		43, 195, 15

#### 【注記】

#### 【備考】

### イ 貸借対照表

#### 貸借対照表

2023年 3月31日 現在

アートプレックス戸塚株式会社	(単位: 円	)

資 産	の部	負 債 0	部
科目	金 額	科目	金 額
【流動資産】	2, 392, 246, 094	【流動負債】	599, 491, 902
現金及び預金	531, 652, 517	買 掛 金	213, 084, 351
売 掛 金	1, 832, 787, 113	一年内返済予定長期借入金	343, 025, 709
前 払 費 用	737, 659	未 払 費 用	13, 203, 647
未収還付法人税等	5, 095, 267	未払法人税等	95, 900
未収還付消費税等	5, 646, 900	預 り 金	29, 489, 615
未 収 利 息	16, 326, 638	前 受 収 益	592, 680
【固定資産】	8, 409, 400	【固定負債】	1, 359, 750, 947
【投資その他の資産】	8, 409, 400	長期借入金	1, 252, 169, 352
差 入 保 証 金	8, 350, 000	繰 延 税 金 負 債	7, 736, 602
長期前払費用	59, 400	預 り 保 証 金	10, 893, 600
		長期未払消費税等	88, 951, 393
		負 債 の 部 合 計	1, 959, 242, 849
		純 資 産	の部
		【株主資本】	441, 412, 645
		資 本 金	50, 000, 000
		利 益 剰 余 金	391, 412, 645
		その他利益剰余金	391, 412, 645
		繰越利益剰余金	391, 412, 645
		純資産の部合計	441, 412, 645
資産の部合計	2, 400, 655, 494	負債及び純資産合計	2, 400, 655, 494

### 【注記】

### 【備考】

### ウ 株主資本等変動計算書

株	主	資	本	等	変	動	計	算	書	

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日

			至 2023年 3月31日	∃	
アートプレ	/ックス戸塚株式会	社			(単位: 円)
【株主資本	本】				
資	本	金	当期首残高		50, 000, 000
			当期末残高		50, 000, 000
利	益 剰 余	金			
そ	の他利益	剰 余 金			
	繰越利益	剰 余 金	当期首残高		434, 607, 804
			当期変動額 当期	純利益金額	$\triangle 43, 195, 159$
			当期末残高		391, 412, 645
利益	<b>主</b> 剰余金	計 計	当期首残高		434, 607, 804
			当期変動額		$\triangle 43, 195, 159$
			当期末残高		391, 412, 645
株	主 資 本 合	計	当期首残高		484, 607, 804
			当期変動額		$\triangle 43, 195, 159$
			当期末残高		441, 412, 645
純 資 産	童の部合	計	当期首残高		484, 607, 804
			当期変動額		△43, 195, 159
			当期末残高		441, 412, 645

【注記】

#### (2) 監查報告書

#### ア 監査役による監査報告書

#### 監査報告書

私、監査役は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める とともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な 事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び 検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説 明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための 体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を 求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月14日

アートプレックス戸塚株式会社 監査役 藤元 雄一郎

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

アートプレックス戸塚株式会社

取締役会 审中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 歯 所

折定有限責任社員

**集務條行社員**公認会計士

爾縣時

監查意見

当監査法人は、会社法第 486 条節 2 頃第 1 号の規定に基づき、アートブレックス戸塚株式会社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 13 期事業年度の計算書類。すなわち、貸借対限表、担益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、ま た、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査後の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び連 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうが注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類 等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書 類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### イ 独立監査法人による監査報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継統企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立業し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統領を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること。又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに人手した監査証拠に見ついているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書額等の表示及び注記事項が、我が間において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書額等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査性人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以土

### 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月15日

作成局・課:環境創造局下水道設備課

(連絡先:671-2851)

### 1 事業概要

事 業 名	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業						
事 業 内 容	下水汚泥燃料化施設の設計・建設・維持管理運営						
事業所管課	環境創造局 下水道施設部 下水道設備課						
事 業 形 態	サービス購入型   事業方式   BTO方式						
事 業 期 間	24年 (始期) 平成24(2012)年7月30日 (終期) 令和18(2036)年3月31日						
契 約 金 額	【契約当初】 <u>14,915,464,216</u> 円 (平成24(2012)年7月30日 時点)						
	【最近改定】 <u>16,289,227,501</u> 円 (令和3(2021)年3月25日 時点)						
PFI事業者	事業者の名称:株式会社バイオコール横浜南部						
	■代表企業:電源開発株式会社						
	■構成企業:月島アクアソリューション株式会社						
	バイオコールプラントサービス株式会社						
	■協力企業:太平洋セメント株式会社						
主な業務内容	(1)設計に関する業務						
	(2) 建設に関する業務						
	① 既存汚泥焼却炉2号機の解体工事、② 建設・土木工事、						
	③ 機械・電気設備工事、④工事監理						
	(3)管理運営に関する業務						
	① 運転・保全管理業務、② 保守点検・修繕業務、						
	③ 燃料化物の有効利用業務						
特定事業選定時	定量的評価						
評 価 結 果	PSC PFI-LCC VFM(金額) VFM(%)						
[平成23年6月23日]	11,186 百万円 10,389 百万円 797 百万円 7.1 %						
	定性的評価						
	① 事業の効率的な実施と最適なサービスの提供						
	② 長期安定的な有効利用先の確保						
	③ 循環型社会の構築等への貢献						
	④ リスク分担の明確化による安定した事業運営						

### 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2011	平成	23	2	24	実施方針の公表
2011	平成	23	6	20	特定事業の選定
2011	平成	23	8	2	入札公告
2012	平成	24	2	16	審査委員会による優秀提案者の選定
2012	平成	24	2	27	落札者決定
2012	平成	24	3	30	基本協定締結
2012	平成	24	7	30	事業契約締結
2016	平成	28	3	28	消費税の改定及び尿素水追加により契約金額変更
					【変更後の契約金額】: 15, 226, 531, 216円
2016	平成	28	4	1	供用開始
2016	平成	28	6	27	基準金利の変更により契約金額変更
					【変更後の契約金額】: 14,986,755,619円
2019	平成	31	3	25	改正大気汚染防止法改正に伴う水銀対策設備の設置により契約金額変更
					【変更後の契約金額】: 16,004,297,059円
2019	平成	31	3	30	供用開始(水銀対策設備)
2019	令和	元	12	20	消費税の改定により契約金額変更
					【変更後の契約金額】: 16, 153, 018, 219円
2021	令和	3	3	25	物価変動に伴うサービス購入料の改定により契約金額変更
					【変更後の契約金額】: 16, 289, 227, 501円

#### 【備考】

令和5年4月1日、月島機械株式会社は持株会社体制へ移行し、月島ホールディングス株式会社に 社名変更のうえ、水環境事業を月島アクアソリューション株式会社が承継しました。

### 3 令和4年度 業務実施報告

統	実施内容	・燃料化設備の管理運営業務	
統括管理業務	特記事項	なし	
理業	要求水準未達事項	■なし	
務		口あり(内容及び対応状況:	)
設	実施内容	なし	
設計業務	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
建	実施内容	なし	
建設業務	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	■なし	
		口あり(内容及び対応状況:	)
維	実施内容	・燃料化設備の日常点検および定期修繕等	
持   管	特記事項	なし	
維持管理業務	要求水準未達事項	■なし	
務		□あり(内容及び対応状況:	)
運	実施内容	・下水汚泥の処理	
運営業務		汚泥受入量: 46,532.55[t/年] (計画46,500[t/年] 計画比100%)	
務		・燃料化物の製造	
		出荷量:7,400.78[t/年] (計画7,158[t/年] 計画比103%)	
		・温室効果ガスの削減	
	# 1	削減量:4,560[t-C02/年] (計画5,800[t-C02/年] 計画比77%)	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
その	実施内容	なし	
他	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

### 4 令和4年度 財務状況報告

### (1) 財務状況の比較

#### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	29, 227	29, 227	0	
	経常利益	15, 993	16, 137	144	監査法人への委託費減に
					よるもの。
	当期利益	11, 390	11, 485	95	上記理由で経常利益が増
					加したことによるもの。
貸借対照表	総資産	2, 364, 028	2, 258, 239	<b>▲</b> 105, 789	主にサービス購入料Aに係
					る売掛金の減少によるも
					$\mathcal{O}_{\circ}$
	総負債	2, 239, 774	2, 122, 501	<b>▲</b> 117, 273	借入金返済に伴う長期借
					入金の減少によるもの。
	純資産	124, 253	135, 738	11, 485	当期利益が増加したこと
					により繰越利益余剰が増
					加したため。

#### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	627, 638	29, 227	<b>▲</b> 598, 411	令和3年度より原則適用と
					なっている「新収益認識基
					準」による影響のため。
	経常利益	13, 721	16, 137	2, 416	主に諸経費等のコスト削減
					によるもの。
	当期利益	8, 418	11, 485	3, 067	同上

#### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	29, 227	29, 227	0	
	経常利益	16, 026	16, 137	111	主に諸経費等のコスト削減
					によるもの。
	当期利益	9, 061	11, 485	2, 424	主に法人税等調整額による
					もの。

#### (2) 修繕費の推移

#### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
<u> </u>				
ļ				
	企業	美ノウハウに該	当する可能性があ	っるため、
	全	事業において公	表を差し控えて	います。
累計額	556, 780	581, 871	25, 091	

#### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	<b>計画値</b> (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	161, 547	161, 547	0	

#### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

突発的な計画外の追加修繕と計画修繕の先送りにより、費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないよう取り組んでいます。

### 5 令和4年度 所管局による評価

事業面
平成28年4月より施設の管理運営を予定通り開始しており、令和4年度は、年間汚泥処理量
46,500tを達成した。
<b>財務</b> 英
財務面
金融機関との直接協定に基づいて財務チェックを行っており、問題がないことを確認してい
る。
その他

### 6 経営状況に関する資料

### (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

### ア 損益計算書

### 損益計算書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

株式	会社	·/\-	イオコー	ル横浜	南部				(単位:円)
			科			目		金	額
[	売	ŝ	上	高					29, 227, 833
			売	Ł	総	利	益		29, 227, 833
【販	売費	<b></b> 及	び一般管	き理費】					13, 903, 648
			営	業		利	益		15, 324, 185
[	営	業	外 収	益					
		受	取	ζ	利	息		18, 028, 550	
		そ		$\mathcal{O}$		他		210	18, 028, 760
[	営	業	外 費	用】					
		支	払	7	利	息		17, 215, 483	17, 215, 483
			経	常		利	益		16, 137, 462
			税引	前前	当期	利 純 利	益		16, 137, 462
			法	人		税	等		8, 649, 292
			法	人税	等	調整	額		△ 3,997,064
			当	期	純	利	益		11, 485, 234

【注記】

【備考】

### イ 貸借対照表

#### 貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

朱豆	会社	バイオ	コーノ	レ横浜	南部										(単位:円)
			資	f 盾	崔 の	部					負	債	$\mathcal{O}$	部	
[	流	動資	産	1		2, 258, 239, 755	I,	流	動	負	債	1		4	296, 439, 587
	現				金	40, 862		買			掛		金	1	42, 906, 168
	普	通		預	金	273, 384, 503		1年	以内	返済于	定の	長期借	入金	l i	22, 365, 336
	売:	掛金及	とび	契約	資 産	1, 978, 680, 928		未			払		金		9, 894, 331
	未	収		入	金	4, 397, 944		未		払	3	8	用		11, 837, 352
	前	払		費	用	1,735,518		未	払	法	人	税	等		6, 708, 300
								未	払	消	費	税	等		2, 728, 100
							L	固	定	負	債	1		1,8	326, 061, 854
								長	其	玥	借	入	金	1,	727, 461, 302
								長	期	未	払	債	務		69, 260, 326
								繰	延	税	金	負	債		29, 340, 226
							1	負	ſ	質	合		計	2, 1	22, 501, 441
										र्ने	屯	資 ;	産 0	部	
							L	株	主	資	本	1		1	35, 738, 314
								[	資	本	金	1			50,000,000
								【利	益	剰	余	金】			85, 738, 314
								I	その	他和	引益,	削余金	2]		85, 738, 314
									繰力	逃 利	益	剰 余	金		85, 738, 314
							Ŕ	吨	資	盾	<u> </u>	合	計		35, 738, 314
Š	資	産		合	計	2, 258, 239, 755	1	負債	•	純	資	産 合	計	2, 2	258, 239, 755

【注記】

【備考】

### ウ 株主資本等変動計算書

# 株主資本等変動計算書 自令和4年4月1日 全令和5年3月31日

<b>株式会社バイオコール横浜南部</b>	(単位:円
勘定科	金額
【 株 主 資 本 】	
【 資 本 金 】	
資 本 金 当期首残高及び当期末残高	50, 000, 00
【 利 益 剰 余 金 】	
【その他利益剰余金】	
繰 越利 益 剰 余 金 当期首残高	74, 253, 08
当期変動額 当期純利益	11, 485, 23
当期末残高	85, 738, 3
利 益 剰 余 金 合 計 当期首残高	74, 253, 08
当期変動額	11, 485, 23
当期末残高	85, 738, 31
株 主 資 本 合 計 当期首残高	124, 253, 08
当期変動額	11, 485, 23
当期末残高	135, 738, 31
純 資 産 合 計 当期首残高	124, 253, 08
当期変動額	11, 485, 23
当期末残高	135, 738, 3

【注記】

#### (2) 監查報告書

#### ア 監査役による監査報告書

#### 監査報告書

私監査役は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第11期事業年度の取締役の 職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその他附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検 討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその他附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月3日

株式会社バイオコール横浜南部監査役中村を持

#### イ 独立監査法人による監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社バイオコール横浜南部 取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所 指定有限責任社員 業務執行社員

前田康雄

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社バイオコール横浜南部の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの 整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程に おいて、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に 重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載 内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬に よる重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断 した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には 当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、 計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた 計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に 表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DI -

### 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月31日

作成局・課:にぎわいスポーツ文化局MICE振興課

(連絡先:671-3546)

### 1 事業概要

事 業 名	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業							
事 業 内 容	MICE施設の設計・建設・維持管理							
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 観光MICE振興部 MICE振興課							
事 業 形 態	サービス購入型   事業方式   BTO方式							
事 業 期 間	25年 (始期) 平成27(2015)年12月17日 (終期) 令和22(2040)年3月31日							
契 約 金 額	【契約当初】 37,817,854,756 円 (平成27(2015)年12月17日 時点)							
	【最近改定】 <u>36,950,527,345</u> 円(令和4(2022)年9月16日 時点)							
PFI事業者	事業者の名称:株式会社横浜グローバルMICE							
	■代表企業:株式会社竹中工務店							
	■構成企業:株式会社小俣組、日本管財株式会社、							
	三菱HCキャピタル株式会社							
	■協力企業:株式会社佐藤総合計画							
主な業務内容	(1)統括管理業務							
	① 統括マネジメント業務							
	② 総務・経理業務							
	③ 事業評価業務							
	④ 国庫補助金関連業務(本業務に関して市が補助申請を行う場合)							
	(2)設計業務							
	① 事前調査業務							
	② 各種関係機関等との調整業務							
	③ 設計及び関連業務							
	④ 国庫補助金関連業務(本事業に関して市が補助申請を行う場合)							
	⑤ 検査等対応業務							
	(3)建設業務							
	① 建設業務及びその関連業務							
	② 什器備品設置業務							
	③ 国庫補助金関連業務(本事業に関して市が補助申請を行う場合)							
	(4)工事監理業務							

- (5)維持管理・保全業務
  - ① 建築物保守管理業務
  - ② 建築設備保守管理業務
  - ③ 植栽維持管理業務
  - ④ 修繕業務

## 特定事業選定時 評 価 結 果

#### 定量的評価

PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
33,054百万円	31,198百万円	1,856百万円	約5.6%

[平成26年11月21日]

#### 定性的評価

- ① ホテルを含む民間収益施設を一体的に計画することによるMICE機能の更なる強化
- ② 供用時期の早期化による利用機会の拡大
- ③ MICE主催者や参加者に対するサービス水準の向上
- ④ リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な事業運営の実現
- ⑤ サービス購入型事業実施による市の財政支出の平準化

### 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容				
2014	平成	26	8	29	実施方針の公表				
			11	21	特定事業の選定				
2015	平成	27	1	6	入札公告				
			6	29	提案書の受付				
			8	12	審査委員会による優秀提案者の選定				
			8	31	落札者決定				
			10	7	基本協定締結				
			12	17	事業契約締結				
			12	_	基本設計開始				
2016	平成	28	11	_	実施設計開始				
2017	平成	29	4	1	準備工事着工				
			8	1	本体工事着工				
2018	平成	30	8	31	第1回契約変更(税制改正対応)				
					【変更後の契約金額】: 契約金額変更無				
2019	令和	元	6	4	第2回契約変更(物価指数の変動対応)				
					【変更後の契約金額】: 38, 229, 284, 313円				
2019	令和	元	12	19	第3回契約変更(消費税率変更対応)				
					【変更後の契約金額】: 38, 313, 568, 073円				
2020	令和	2	3	31	しゅん工引渡し				
2020	令和	2	4	24	開業				
2020	令和	2	7	7	第4回変更契約(金利確定変更対応)				
					【変更後の契約金額】: 36, 761, 382, 763円				
2020	令和	2	9	16	第5回変更契約(物価変動変更対応)				
					【変更後の契約金額】: 36,906,828,453円				
2022	令和	4	9	16	第6回変更契約(物価変動変更対応)				
					【変更後の契約金額】: 36,950,527,345円				
2023	令和	5	1	31	第7回変更契約(物価指数算出に使用する指標の変更)				
					【変更後の契約金額】:契約金額変更無				

### 【備考】

### 3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	1. 統括マネジメント業務 (1)維持管理・保全業務の履行状況の管理および関係者間の調整 (2)提出書類作成・管理 2. 総務・経理業務 (1)予算決算業務 (2)書類等の管理及び記録の作成業務 3.事業評価業務 (1)維持管理・保全業務のモニタリングの確認 (2)財務状況・資金収支モニタリングの実施 (3)年度管理報告書の作成	
	特記事項	<ul><li>(4) PF I 事業者②に対するヒアリング</li><li>なし</li></ul>	
	要求水準未達事項	■なし □あり(内容及び対応状況:	)
設計業務	実施内容	<維持管理期間中につき該当無し>	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
建設業務	実施内容	<維持管理期間中につき該当無し>	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
維持	実施内容	(1) 建築物保守管理業務	
管理		(2) 建築設備保守管理業務	
維持管理業務		(3)植栽維持管理業務	
務		(4) 修繕業務	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし - カース・ストルトルト	
		□あり(内容及び対応状況:	)
	l	<u> </u>	

運営業務	実施内容	なし	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
その他	実施内容	なし	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

## 4 令和4年度 財務状況報告

## (1) 財務状況の比較

## ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

	*						
		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由		
	売上高	134, 066	134, 255	189	サービス対価改定による		
損益計算書	経常利益	35, 804	34, 457	△1, 347	割賦利息収入が減少したため		
	当期利益	23, 439	22, 550	△889	同上		
	総資産	28, 523, 962	26, 810, 150	△1, 713, 812	割賦未収入金が減少したため		
貸借対照表	総負債	28, 249, 449	26, 513, 087	$\triangle 1,736,362$	長期借入金が減少したため		
	純資産	274, 512	297, 062	22, 550	R4年度当期利益計上のため		

## イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
	去上台	1, 718, 065	134, 255	△1, 583, 810	サービス対価改定及び割賦利息
	売上高				を営業外収益に変更したため
損益計算書	経常利益	63, 550	34, 457	△29, 093	基準金利の差による
	当期利益	63, 358	22, 550	△40, 808	基準金利の差による

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
	売上高	134, 066	134, 255	189	サービス対価改定による
損益計算書	経常利益	33, 287	34, 457	1, 170	販管費の予備費減による
月	当期利益	22 709	22 550	A 949	収益認識会計基準適用に伴う税
		22, 798	22, 550	$\triangle 248$	効果を反映したため

### (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由		
ļ						
J I	- 全事業において公表を差し控えています。 -					
累計額	270, 253	279, 213	8, 960			

#### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	101, 486	101, 612	126	物価変動に伴う改定のため

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

- ・設備の状態もよく、計画修繕の必要がない状況であったため、令和4年度に計画していた換気設備の部分修繕については実施しなかった。
- ・現在の状況を踏まえ、先送りする修繕の費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないように長期修繕計画を見直す予定。

## 5 令和4年度 所管局による評価

事業面
・計画通りの点検と突発的な不具合への対応を行うことにより、施設の機能及び性能を維持して
おり、大きな問題はない。
財務面
・金融機関との直接協定に基づいて財務チェックを行っており、問題がないことを確認してい
る。
その他
特になし

## 6 経営状況に関する資料

## (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書

		年 4月 1日	
	至 令和 5	年 3月31日	
式会社 横浜グロー	NAMICE		(単位:
科	B	金	額
〈営業損益の部〉			
売 上	高		
維持管理功	. 人	134, 255, 275	134, 255, 279
売 上 原	価	Aug Au	
維持管理原	価	101, 674, 923	101, 674, 923
	売 上 総 利 益		32, 580, 35
販売費及び一般管理	<b>里</b> 費		18, 679, 346
	営 業 利 益		13, 901, 000
〈営業外損益の部〉			
営業 外収	益		
受 取 利	息	7, 070	
割赋利息功	7.人	69, 663, 603	69, 670, 673
営業 外費	用		
支 払 利	息	48, 313, 906	
ローン手数	(料	800,000	49, 113, 900
	経 常 利 益	P	34, 457, 773
	税引前当期純利益		34, 457, 773
	往人税、住民税及び事業税	191, 700	
	法人税等調整額	11, 715, 642	11, 907, 342
	当期能利益		22, 550, 43

【注記】

【備考】

## イ 貸借対照表

### 貸借対照表

令和5年3月31日 現在

株式会社	横浜グローバルMICE	
------	-------------	--

(単位:円)

資	産	の	部	負 債 の	部
科	B		金 額	科目	金 額
【流動資産】			26, 810, 150, 827	【流動負債】	1, 491, 754, 741
現金及	び預	金	537, 954, 292	買 掛 金	27, 977, 876
売	掛	金	36, 937, 473	1年内返済予定長期借入金	1, 418, 045, 278
割賦未	収入	金	26, 217, 460, 380	未 払 費 用	6, 611, 193
前 払	費	用	749, 103	未払法人税等	191, 700
未 収	収	益	17, 048, 502	未払消費税等	34, 818, 100
未 収	人	金	1, 077	未 払 利 息	4, 110, 594
			1	【固定負債】	25, 021, 333, 116
				長期借人金	23, 149, 572, 445
				繰延税金負債	128, 015, 495
				長期仮受消費税等	1, 743, 745, 176
				負債の部合計	26, 513, 087, 857
				純 資 産 の	部
			1	【株主資本】	297, 062, 970
				資 本 金	50, 000, 000
				利益刺余金	247, 062, 970
				その他利益剰余金	247, 062, 970
				繰越利益剩余金	247, 062, 970
				純資産の部合計	297, 062, 970
資産の	部合	#	26, 810, 150, 827	負債及び純資産合計	26, 810, 150, 827

【注記】

【備考】

## ウ 株主資本等変動計算書

#### 株主資本等変動計算書

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

株式会社 横浜グローバルMICE

(単位:円)

		株主資本				
	資本金	利 益 剰 余 金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計	純資産合計		
当期首残高	50, 000, 000	224, 512, 539	274, 512, 539	274, 512, 539		
当期変動額 当期純利益		22, 550, 431	22, 550, 431	22, 550, 431		
当期変動額合計		22, 550, 431	22, 550, 431	22, 550, 431		
当期末残高	50, 000, 000	247, 062, 970	297, 062, 970	297, 062, 970		

【注記】

### (2) 監查報告書

### ア 監査役による監査報告書

#### 監査報告書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、 取締役会その他における審議の状況等を踏まえ検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証 するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計 算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会 計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - 三 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年 6月 9日

株式会社横浜グローバルMICE

監査役 古山 和史

### イ 独立監査法人による監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

令和5年6月9日

株式会社横浜グローバルMICE 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大学 不

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横浜グローバルMICEの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容 を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及 び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうが注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が総統企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月24日

作成局·課:環境創造局下水道設備課

(連絡先:671-2851)

## 1 事業概要

事 業 名	は 横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業				
事業内容	<ul> <li>・既設焼却炉(3炉)の撤去</li> <li>・汚泥焼却炉(200t/日)、汚泥燃料化施設(200t/日)の建設</li> <li>・改良土プラント(約70m3/hr)の建設後、既設を撤去</li> <li>・既設5号焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉に水銀対策設備を追加</li> <li>・施設の管理運営</li> </ul>				
事業所管制	₹ 環境創造局 下水道施設部 下水道設備課				
事業形態	#       力       力       式       BTO方式         (※改良土プラントの管理運営業務のみ)       (※改良・1       (※ (※ (※ (※ (※ (※ (※ (※ (※ (※ (※ (※ (※ (				
事 業 期 間	23年 (始期) 平成28(2016)年8月31日 (終期) 令和21(2029)年3月31日				
契 約 金 物	【契約当初】 <u>41,864,793,142</u> 円 (平成28(2016)年8月31日 時点) 【最近改定】 <u>46,080,101,298</u> 円 (令和4(2022)年6月30日 時点)				
P F I 事業者	事業者の名称:株式会社横浜Bay Link  ■代表企業: JFEエンジニアリング株式会社  ■構成企業: 奥多摩工業株式会社、株式会社デイ・シイ、  東芝インフラシステムズ株式会社、奥多摩建設工業株式会社  ■協力企業:横浜改良士センター株式会社				
主な業務内名	<ul><li>(1)設計業務</li><li>(2)建設業務</li><li>(3)工事監理業務</li><li>(4)既設焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉、改良土プラントの管理運営業務</li></ul>				

# 特定事業選定時評 価 結 果

[平成27年7月9日]

定量的評価

PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
29,410百万円	27,796百万円	1,614百万円	5.5%

#### 定性的評価

- ① 事業の効率的な実施と最適なサービスの提供
- ② 最新技術の導入
- ③ 長期安定的な有効利用先の確保
- ④ リスク分担の明確化による安定した事業運営

## 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容			
2015	平成	27	4	7	実施方針の公表			
2015	平成	27	7	9	特定事業の選定			
2015	平成	27	7	14	入札公告			
					1 グループの応募			
2016	平成	28	1	15	審査委員会による優秀提案者の選定			
2016	平成	28	2	5	落札者決定			
2016	平成	28	3	29	基本協定締結			
2016	平成	28	8	31	事業契約締結			
					基本設計開始			
				_	実施設計開始			
					着工			
					事業当初既存施設の管理運営開始日			
2017	平成	29	3	8	サービス購入料A1の支払いスケジュールを変更			
					【変更後の契約金額】: 41,864,793,142円(変更なし)			
2019	平成	31	3	25	水銀対策設備の追加発注により契約金額変更			
					【変更後の契約金額】: 45,563,654,902円			
2019	平成	31	4	1	汚泥燃料化施設、改良土プラントの供用開始日			
2019	令和	元	6	6	基準金利の見直しにより契約金額変更			
2210	A = .		10	0.0	【変更後の契約金額】: 45,436,684,682円			
2019	令和	元	12	20	消費税率の変動により契約金額変更 【変更後の契約金額】: 45,915,120,322円			
2020	令和	2	3	10	サービス購入料A1の支払いスケジュールを変更			
2020	la d H			10	【変更後の契約金額】: 45,915,120,322円(変更なし)			
2020	令和	2	3	25	改良土プラントの管理運営業務について変更			
					【変更後の契約金額】: 45,915,120,322円(変更なし)			
2020	令和	2	6	30	基準金利の見直しにより契約金額変更			
					【変更後の契約金額】:45,870,349,432円			
2021	令和	3	3	5	物価変動等により契約金額変更			
					【変更後の契約金額】: 45,894,241,753円			
2021	令和	3	3	17	サービス購入料A1の支払いスケジュールを変更			
					【変更後の契約金額】: 45,894,241,753円(変更なし)			

2021	令和	3	3	31	燃料化物買取単価及び焼却灰単価の改定			
2022	令和	4	3	11	サービス購入料A2の割賦金利の基準金利の規定変更			
					【変更後の契約金額】: 45,894,241,753円 (変更なし)			
2022	令和	4	3	31	燃料化物買取単価の改定			
2022	令和	4	4	1	新一号焼却炉の供用開始日			
2022	令和	4	6	30	基準金利の見直し及び物価変動等により契約金額変更			
					【変更後の契約金額】: 46,080,101,298円			
2023	令和	5	3	31	燃料化物買取単価及び焼却灰単価の改定			

## 【備考】

令和 5 年10月 1 日、JFEエンジニアリング株式会社の水エンジニアリング事業を月島JFEアクアソリューション株式会社が承継(予定)

## 3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	・既設 5 号焼却炉、汚泥燃料化施設、新 1 号焼却炉、改良土プラントの 管理運営業務	
理業	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	■なし □あり(内容及び対応状況:	)
設	実施内容	なし	
設計業務	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
建	実施内容	なし	
建設業務	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び況:	)
維	実施内容	・既設5号焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉、改良土プラント	
持管		日常点検および定期修繕等	
維持管理業務	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
運	実施内容	・市から供給された消化汚泥等の処理(業務計画:117,425t/年)	
運営業務		既設5号焼却炉、汚泥燃料化施設、新1号焼却炉において、	
務		年間総計(117, 980. 444t)	
		四半期の内訳は、第1四半期(29,320.534t)、第2四半期	
		(29, 658. 540t) 、 第 2 開火期 (20, 526, 240t) 第 4 開火期 (20, 465, 120t)	
	特記事項	第3四半期(29,536.240t)、第4四半期(29,465.130t) なし	
	要求水準未達事項	■なし □あり(内容及び対応状	
		こめり (P)谷及び対応払   況: )	
7-	実施内容	なし なし	
そのか	特記事項	なし	
他	要求水準未達事項	<b>■</b> なし	
	女小小牛不圧争供	■なし □あり(内容及び況:	)
			,

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

## 4 令和4年度 財務状況報告

## (1) 財務状況の比較

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

_					
		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	5, 050, 385	1, 150, 620	-3, 899, 765	R3年度でサービス購入料
					A1(国費相当)の支払い
					が終了したため
	経常利益	11, 906	21, 322	9, 416	新1号焼却炉管理運営開始
					のため
	当期利益	8, 681	14, 922	6, 241	新1号焼却炉運営開始によ
					る利益増
貸借対照表	総資産	8, 533, 072	6, 393, 290	-2, 139, 782	新1号焼却炉建設売掛金減
					少
	総負債	8, 382, 875	6, 228, 171	-2, 154, 704	新1号焼却炉建設買掛金減
					少
	純 資 産	150, 196	165, 119	14, 923	当期純利益

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	1, 461, 012	1, 150, 620	-310, 392	金利確定・料金改定のため
	経常利益	12, 005	21, 322	9, 317	金利確定・料金改定のため
	当期利益	7, 296	14, 922	7,626	新1号焼却炉運営開始によ
					る利益増

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	1, 538, 080	1, 150, 620	-387, 460	金利確定・料金改定のため
	経常利益	12, 317	21, 322	9,005	金利確定・料金確定のため
	当期利益	7, 491	14, 922	7, 431	新1号焼却炉運営開始によ
					る利益増

## (2) 修繕費の推移

#### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
平成28年度	0	0	0	
 			当する可能性が必表を差し控えて	
累計額	97, 640	103, 240	5, 600	

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R 4 年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	20, 320	20, 320	0	

#### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

汚染防止法の改正による水銀対策設備の対応費用の追加が見られるものの、事業全体を通して大きな影響額ではない。事業期間が約1/4経過したなか、現状の修繕実施額も全体修繕計画額の約1/4という結果を受け、概ね予定とおり進捗している。

## 5 令和4年度 所管局による評価

事業面
令和3年度末に設計・建設業務が完了したことを受け、令和4年度より、汚泥を処理する設備
構成が最終的な形態になり、管理・運営業務が本格的に始動している。令和4年度は、受入汚泥
の全量処理(約118,000t)を達成した。
財務面
金融機関との直接協定に基づいて財務チェックを行っており、問題が無いことを確認してい
る。
その他

## 6 経営状況に関する資料

## (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書

## 損益計算書

自令和 4年 4月 1日 至令和 5年 3月31日

(単位・円)

			(単位:円)
科目		金	額
【売 上 高】			1, 150, 620, 388
売 上	高	1, 150, 620, 388	
【売 上 原 価】			1, 110, 420, 388
外注	費	1, 106, 797, 698	
仕 入	高	3, 622, 690	
売 上 総 利	益		40, 200, 000
【販売費及び一般管理費	· 1		20, 627, 062
営 業 利	益		19, 572, 938
【営業外収益】			21, 381, 687
受 取 割 賦 利	息	21, 381, 687	
【営業外費用】			19, 632, 241
支 払 利	息	19, 632, 241	
経 常 利	益		21, 322, 384
税引前当期純利	益		21, 322, 384
法人税、住民税及び事業	<b></b> 模税	6, 636, 300	
法人税等調整	額	△ 236,874	6, 399, 426
当 期 純 利	益		14, 922, 958

【注記】

【備考】

## イ 貸借対照表

### 貸 借 対 照 表 令和5年3月31日現在

(単位:円)

			(単位:円)
科目	金 額	科目	金 額
資 産 0	か部	負債の	部
【流動資産】	[6, 392, 890, 792]	【流動負債】	[992, 807, 131]
現金及び預金	470, 096, 045	買 掛 金	633, 453, 710
売 掛 金	336, 465, 405	一年内返済長期借入金	333, 108, 105
割賦売掛金	5, 578, 668, 737	未 払 金	17, 600, 000
前 払 費 用	2, 431, 790	未 払 費 用	2, 482, 916
未 収 入 金	5, 228, 815	未払法人税等	4, 688, 100
		未払消費税等	1, 474, 300
【固定資産】	【400, 139 】	【固定負債】	[5, 235, 364, 456]
投資その他の資産	400, 139	長期借入金	5, 235, 364, 456
繰延税金資産	400, 139		
		負債合計	6, 228, 171, 587
		純 資 産	の部
		【株主資本】	[165, 119, 344]
		資本金	100, 000, 000
		資本剰余金	(
		利益剰余金	65, 119, 344
		その他利益剰余金	65, 119, 34
		繰越利益剰余金	65, 119, 34
		【評価·換算差額等】	(
		純資産合計	165, 119, 34
資産合計	6, 393, 290, 931	負債純資産合計	6, 393, 290, 93

【注記】

【備考】

## ウ 株主資本等変動計算書

#### 株主資本等変動計算書

自令和 4年 4月 1日 至令和 5年 3月31日

(単位:円)

				株主	資本			
	資本金	資本剩余金		利益剩余金				
		資本準備金	資本剰余金合	利益準備金	その他利	益剩余金	利益剩余金	株主資本合計
		資本华地並	計	小型工事關金	別途積立金	繰越利益剩余金	合計	
当期首残高	100,000,000					50,196,386	50,196,386	150,196,386
当期変動額					}			0
資本金の払込					1			0
刺氽金の配当								.0
別途積立金								
当期純利益					[	14,922,958	14,922,958	14,922,958
自己株式の取得								0
自己株式の処分					1			0
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動 額(純額)					The state of the s		- 1	.0
当会計期間中の 変動額合計	ìò	Ò	.0	0	0	14,922,958	14,922,958	14,922,958
当期末残高	100,000,000	0	0	ō	0	65,119,344	65,119,344	165,119,344

	評価・換	算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価·換算差額 等合計	純資産合計
当期首残高			150,196,386
当期変動額			0
資本金の払込	1		0
剰余金の配当			[0
別途積立金			0
当期純利益	1		14,922,958
自己株式の取得		_	0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動 額(純額)			.0
当会計期間中の 変動額合計	10	0	14,922,958
当期末残高	0	0	165,119,344

【注記】

### (2) 監查報告書

### ア 監査役による監査報告書

## 監查報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第7期事業年度における 取締役の職務の執行に関して、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況を調 査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書に ついて検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべて の重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月26日

株式会社横浜 Bav Link

監查役 高橋 弘

### イ 独立監査法人による監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社横浜Bay Link 取締役会御中

> 山口公認会計士事務所 愛知県名古屋市 公認会計士

#### 監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に進じ、株式会社株式会社横浜Bay Linkの2022年4月1日 から2023年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を 行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示 しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、 我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容 を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及 び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の 記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その 他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検 討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかど うか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書 類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計 算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継統企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月31日

作成局・課:にぎわいスポーツ文化局 MICE振興課

(連絡先:671-3546)

## 1 事業概要

事 業 名	みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業						
事 業 内 容	MICE施設の運営・維持管理						
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 観光MICE振興部 MICE振興課						
事 業 形 態	事業方式 コンセッション方式						
事 業 期 間	23年 (始期) 平成29(2017)年3月30日 (終期) 令和22(2040)年3月31日						
契 約 金 額	【契約当初】 <u>8,992,384,761</u> 円 (平成29(2017)年 3月 30日 時点)						
※運営権対価として	【最近改定】 <u>9,186,061,133</u> 円(令和3(2021)年 2月 26日 時点)						
PFI事業者	事業者の名称:株式会社横浜国際平和会議場						
主な業務内容	(1)統括管理業務						
	① 統括マネジメント業務						
	② 総務・経理業務						
	③ 事業評価業務						
	(2) 開業前準備業務						
	① 利用規則の策定業務						
	② 広報·誘致業務						
	③ スタッフ研修業務						
	④ 関係者とのスケジュール等調整業務						
	(3)維持管理・保全業務						
	① 建築物保守管理業務						
	② 建築設備保守管理業務						
	③ 外構施設保守管理業務						
	④ 清掃業務						
	⑤ 環境衛生管理(廃棄物処理を含む)業務						
	⑥ 什器備品保守管理業務						
	⑦ 警備業務						
	⑧ 修繕業務						
	⑨ 周辺基盤施設の維持管理業務						

#### (4)運営業務

- ① 20街区MICE施設運営業務
- ② 広報·誘致業務
- ③ 什器備品の貸出業務
- ④ 駐車場運営業務
- ⑤ 安全管理·防災·緊急事態等対応業務
- ⑥ 行政・周辺施設との連携業務
- ⑦ MICE運営事業期間終了時の引継業務

# 特定事業選定時 評 価 結 果

定量的評価

実施なし

[平成28年8月26日]

#### 定性的評価

- ① 国際的なMICE拠点都市・横浜の競争力・ブランド力の向上
- ② 効率的かつ効果的な運営・維持管理
- ③ リスク分担の明確化による安定した事業運営
- ④ 公共施設等運営権対価による歳入の確保

## 2 事業経過

西曆	元号	年	月	日	内容				
2016	平成	28	5	25	実施方針の公表				
			8	26	特定事業の選定				
			8	26	提案募集要項等の公表				
			10	17	提案書提出				
			11	21	審査委員会による提案者の選定				
			12	5	運営事業者決定				
2017	平成	29	3	30	公共施設等運営権実施契約の締結				
			5	17	利用規則及び利用料金の公表				
			5	22	予約受付開始				
2019	平成	元	12	10	第1回契約変更(消費税率変更対応)				
2020	令和	2	3	31	しゅん工、引渡し				
			4	1	公共施設等運営権設定				
			4	24	開業				
			6	30	第2回契約変更(支払い計画の変更)				
2021	令和	3	2	26	第3回契約変更(支払い計画の変更)				
【備考									

【備考】

## 3 令和4年度 業務実施報告

統括       実施内容       ①統括マネジメント業務         ・市及び関係機関との必要な諸調整       ・各種書類の作成と提出         ②総務・経理業務       ・予算決算業務         ・文書等の管理及び記録の作成業務         ③事業評価業務         ・セルフモニタリングの実施	
<ul><li>・予算決算業務</li><li>・文書等の管理及び記録の作成業務</li><li>③事業評価業務</li></ul>	
<ul><li>・予算決算業務</li><li>・文書等の管理及び記録の作成業務</li><li>③事業評価業務</li></ul>	
<ul><li>・予算決算業務</li><li>・文書等の管理及び記録の作成業務</li><li>③事業評価業務</li></ul>	
・文書等の管理及び記録の作成業務 ③事業評価業務	
③事業評価業務	
・財務状況等に関するモニタリング	
特記事項 なし	
要求水準未達事項 ■なし	
□あり(内容及び対応状況:	)
設 実施内容 なし	
設   実施内容   なし	
務	
特記事項 なし	
要求水準未達事項 ■なし	
□あり(内容及び対応状況:	)
建実施内容なし	
<b>建</b>   実施内容   なし	
要求水準未達事項■なし	
□あり(内容及び対応状況:	)
<b>維</b> 実施内容 ①建築物保守管理業務 ②建築設備保守管理業務	
<b>一</b> ②建築設備保守管理業務	
<b>**</b>	
<b>務</b> ④清掃業務	
⑤環境衛生(廃棄物処理を含む)業務	
⑥什器備品保守管理業務	
⑦警備業務	
⑧修繕業務	
⑨周辺基盤施設の維持管理業務	
特記事項 なし	
要求水準未達事項 ■なし	
□あり(内容及び対応状況:	)

Vert	中华中岛	①00/45克MICP扩扑(医兴类效								
連一	実施内容	①20街区MICE施設運営業務								
運営業務		<ul><li>・利用予約の受付等</li><li>・利用者、来館者の支援</li></ul>								
務		・利用者、来館者の支援・受付・総合案内								
		・受付・総合案内								
		崔事件数 141件								
		実質日数稼働率 38%								
		参加者数 194,000人								
		②広報・誘致業務								
		③什器備品の貸出業務								
		④駐車場運営業務								
		⑤安全管理・防災・緊急事態等対応業務								
		⑥行政・周辺施設との連携業務								
		⑦MICE運営事業期間終了時の引継ぎ業務								
	特記事項	なし								
	要求水準未達事項	<b>■</b> なし								
		□あり(内容及び対応状況:	)							
そ	実施内容	なし								
の他										
	特記事項	なし								
	要求水準未達事項	<b>■</b> なし								
		□あり(内容及び対応状況:	)							

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

## 4 令和4年度 財務状況報告

## 1-(1) 財務状況の比較(株式会社横浜国際平和会議場)

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R 4 -R 3)	理由
損益計算書	売 上 高	7, 746, 291	8, 708, 004	961, 713	会場使用料収入等の増
	経常利益	△182, 307	336, 110	518, 417	同上
	当期利益	$\triangle 206,535$	322, 761	529, 296	同上
貸借対照表	総資産	45, 962, 973	44, 808, 593	△1, 154, 380	有形固定資産等の減
	総負債	36, 505, 276	35, 028, 134	$\triangle 1, 477, 142$	長期借入金の減
	純資産	9, 457, 697	9, 780, 459	322, 762	利益剰余金の増

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高				
	経常利益				
	当期利益				

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	8, 571, 362	8, 708, 004	136, 642	会場使用料収入等の増
	経常利益	271, 974	336, 110	64, 136	同上
	当期利益	132, 276	322, 761	190, 485	同上

## 1-(2) 財務状況の比較(20街区MICE施設運営事業)

## ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	1, 361, 913	1, 787, 866	425, 953	会場使用料収入等の増
	経常利益	△10, 152	267, 127	277, 279	同上
	当期利益	△11, 020	224, 490	235, 510	同上
貸借対照表	総資産				
	総負債				
	純資産				

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	2, 015, 943	1, 787, 866	△228, 077	会場使用料収入の計画未達
	経常利益	55, 712	267, 127	211, 415	水光熱費等の計画比減
	当期利益	45, 126	224, 490	179, 364	同上

## ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	1, 510, 314	1, 787, 866	277, 552	会場使用料収入等の増
	経常利益	91, 739	267, 127	175, 388	同上
	当期利益	55, 833	224, 490	168, 657	同上

### (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R 4 年度)	差額 (実績-計画)	理由			
			<b></b> -				
į	企	業ノウハウに該当	<b>当まる可能性が</b> な	・     スため			
	企業ノウハウに該当する可能性があるため、 全事業において公表を差し控えています。						
Ì							
<u>  </u>			. <u> </u>				
累計額	60, 000	2, 873	△57, 127				

#### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由			
令和4年度	6, 500	716	△5, 784	故障・不具合等による突発修繕が少な			
				かったため。			

#### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

- ・当初、吊物機構、照明、映像・音響設備の部分修繕・更新を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で稼働率が低く、劣化もしていないため、修繕は不要と判断し実施していない。
- ・そのうえで、先送りする修繕の費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないように令和5年度以降の長期修繕計画の見直しを行う予定。

## 5 令和4年度 所管局による評価

#### 事業面

- ・計画通りの点検と突発的な不具合への対応を行うことにより、施設の機能及び性能を維持しており、大きな問題はない。
- ・予約件数も順調に伸び、積極的なセールスによりMICE開催に結び付けた。
- ・6月に開催した催事で、催事進行に大きく影響を与える音響不具合が発生し、プログラムが一時中断した。故障した機器の入替えを実施し、予備機材も手配してバックアップ体制は整備済。 より良い設備環境で催事運営を実施するため、継続して事業者と対応していく。

#### 財務面

- ・コロナ禍で厳しい状況の2020年度に運営開始した当該事業であったが、昨年度と比較し、売上 高が増加し黒字に転じており、良好な実績をあげている。
- ・当該事業者が管理運営する他の事業(会議センター、展示ホール、アネックスホール棟)も含め、安心安全な開催環境の提供、積極的なセールス、ハイブリッド開催に対応する配信サービス 提供等の経営努力により、会社としても3期ぶりに黒字回復した。以上から、当面の事業活動の 継続性に懸念はないと考えている。

#### その他

特になし。

## 6 経営状況に関する資料

## (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書 (株式会社 横浜国際平和会議場)

## 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円)

				10.1	科		目					金	額
売				- 2	Ŀ			高				1	8,708,004
売			Ŀ			原		fitti					7,322,346
		売			Ŀ		総	禾			益		1,385,658
阪	売	費	及	Ü	-	般	管	理 費					874,134
		営				業		利			益		511,523
営		菜		5	1		収	益					
		受				取		利			息	448	
		助	1		成		金	1/3	1		入	4,484	
		そ					0)				他	1,271	6,203
営		業		9	1		費	用					
		支				払		利			息	179,617	
		支			払		手	类	(		料	2,000	181,617
		経				常		利			益		336,110
特			别			利		益					
		受			取		保	13	ì		金	2,837	2,837
特			别			扣		失					
		固		定		資	産	除	却		扣	25,505	25,505
		税		引	Ħí	i	当	純	禾	1]	益		313,442
Т		法	人	税	,	住	民税	及び	事	業	税	50,029	
		法		人		税	等	制制	整		額	△59,348	△9,319
		11			期		純	禾			益		322,761

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 【注記】

#### 【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の損益計算 書を使用しています。

## イ 貸借対照表

				借 対 (2023年3月31	_	报 (左)	表					
				(2023 4 3 7 31	HO	211.7						(単位:千円)
,		科目		金 額			科		目			金 額
(	資		)		(	負		0	0	部	)	
流		動 資	産	4,960,188	流		動		負		債	4,181,327
	現	金及び預	金	3,047,356		買		掛			金	481,050
	売	掛	金	297,628			以内i			期借		1,417,120
	金	銭の信	#E	1,600,000		契		句	負		債	1,411,091
	2	0)	他	15,233		設	備	未		払	金	29,532
	貨	倒 引 当	金	△29		未	払	法	人	税	等	78,810
						公士	+施言	2等;	運営	植鱼	負債	203,268
						そ		0)	)		他	560,455
固		定資	産	39,848,405	固		定		負		債	30,846,806
	有	形固定資	莲	31,373,745		長	期	借		入	金	18,103,060
	3	建	物	31,075,179		長	期	未		払	金	1,014,440
		構 築	物	130,828			職業	合 付		当	金	503,911
		車 両 運 搬	具	61		受	入	保	THE.	金	等	2,604,335
		工具器具備	딦	148,675		公士	+施言	设等;	運営	権負	負債	8,620,217
		建 設 仮 勘	定	19,000		そ		0	)		他	842
	無	形固定資	産	7,831,789								
		ソフトウェ	JC 14	48,348	負		債		合		31.	35,028,134
		電 話 加 入	権	1,935	(	純	資	産	0)	部	)	
		施設利用	権	550	株		主		資		本	9,780,459
		公共施設等運行	0.550	7,750,246		資		本			金	7,565,000
	-	施設運営権更新	2.0	30,709		利	益	乗		余	金	2,215,459
	投	資その他の資	0.000	642,870		利			售	備	金	6,770
		投資有価証		475		档	越	利主	益 乘	1 余	金	2,208,688
		長期前払費		200,506								
		繰延税金資		436,678								
		そ の	他	5,210								
					純	Ì	ī	産	í	4	31	9,780,459

### 【注記】

### 【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の貸借対照 表を使用しています。

## ウ 株主資本等変動計算書

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円)

			株 主 資 本			
			利益剩余金			純資産合計
	資本金	fil showing A	その他利益剰余金	THE SECTION AS A S	株主資本合計	MERCHE IL OL
		利益準備金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計		
当期首残高	7,565,000	6,770	1,885,927	1,892,697	9,457,697	9,457,697
当期の変動額			7			
当期純利益			322,761	322,761	322,761	322,761
当期の変動額合計		1	322,761	322,761	322,761	322,761
当期末残高	7,565,000	6,770	2,208,688	2,215,459	9,780,459	9,780,459

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

## エ 損益計算(みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業)

	事 業 年 度	令和4年	度	予算-実績	
		予算	実績	差額	
	営業収入 (税抜き)	1, 510, 314, 000	1, 787, 866, 284	▲ 277, 552, 284	
Ш	室料収入	1, 150, 000, 000	1, 363, 294, 700	▲ 213, 294, 700	
П	設備貸出収入	248, 160, 000	274, 398, 514	▲ 26, 238, 514	
	駐車場収入	11, 205, 000	29, 745, 238	▲ 18,540,231	
Ш	その他収入	100, 949, 000	120, 427, 832	▲ 19, 478, 832	
L					
1	営業費用(税抜き)	1, 392, 803, 334	1, 494, 968, 487	▲ 102, 165, 153	
	運営権対価償却費	403, 315, 055	402, 530, 833	784, 222	
	減価償却費 (更新投資等)	1, 343, 880	1, 414, 714	▲ 70,834 ▲ 1,379,932 3,354,074 ▲ 25,400 ▲ 199,144	
	減価債却費 (所有資産に係るもの)	16, 393, 065	17, 772, 997		
	備品消耗品費	7, 698, 000	4, 343, 926		
	保険料	10, 894, 000	10, 919, 400		
損	租税公課費	22, 180, 000	22, 379, 144		
益	修繕	6, 500, 000	716, 462	5, 783, 538	
	営業委託費	375, 158, 000	423, 307, 029	▲ 48, 149, 029	
計	水道光熱費	128, 798, 000	153, 105, 321	▲ 24, 307, 32	
	管理委託費	257, 148, 000	236, 967, 055	20, 180, 948	
算	販管費一般管理費	129, 639, 334	184, 913, 761	▲ 55, 274, 427	
書	その他	33, 736, 000	36, 597, 845	▲ 2,861,84	
1	営業損益	117, 510, 666	292, 897, 797	▲ 175, 387, 13	
	営業外収入(税抜き)	0	0		
П	資金運営収入	0	Ó	-:(	
L					
1	営業外費用(税抜き)	25, 770, 751	25, 770, 751		
П	運営権対価割賦利息支払	25, 770, 751	25, 770, 751		
1	営業外損益	▲ 25,770,751	▲ 25, 770, 751		
1	<b>税引削当期利益</b>	91, 739, 915	267, 127, 046	▲ 175, 387, 13	
	法人税等 (本事業単独における見込み額)	35, 906, 608	42, 636, 531	▲ 6,729,923	
1	<b>税引後当期利益</b>	55, 833, 307	224, 490, 515	▲ 168, 657, 208	

### (2) 監查報告書

### ア 監査役による監査報告書

#### 監查報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の取締役 の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書 を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人 等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法 で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社 法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容 及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び 使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明輯書に ついて検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事 実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認め ます。

> 2023 年 5 月 31 日 株式会社模浜国際平和会議場 監査役会

常勤監查役 - 場江 信夫 社外監查役 - 田子 - 陽子 社外監查役 - 小池 - 恭一

### イ 独立監査法人による監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社横浜国際平和会議場

取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 横 浜 事 <u>務</u> 所

指定有限責任社員 次部去計工 山 崎 光 隆

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436 条第2 項第1 号の規定に基づき、株式会社横浜国際平和会議場の2022 年4 月1 日から2023 年3 月31 日までの第36 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対限表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表 が、ているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任!に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセス の整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆俟があ るかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、

#### その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継統企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て推練企業に関する事項を関示する必要がある場合には当該事項を関示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 取業的専門家としての判断を行い、取業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査事続を立案し、実証する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査監拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検到する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が維統企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、維統企業の前提に重要な疑惑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。総統企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。総統企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は総統企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年8月9日

作成局・課:にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

(連絡先:045-671-3288)

# 1 事業概要

事	 業	Ė	名	横浜文化体育館再整備事業				
事	業	内	容	横浜文化体育館の設計、建設及び工事監理、並びに維持管理、修繕及び運営				
事業	美 彦	<b>育</b>	課	にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興部 スポーツ振興課				
事	業	形	態	混合型 事業方式 BTO方式				
事	業	期	間	22年(始期)平成29(2017)年12月19日 (終期)令和21(2039)年3月31日				
契	約	金	額	【契約当初】 <u>31,330,000,000</u> 円 (平成29(2017)年12月19日 時点)				
				【最近改定】 <u>32,731,353,060</u> 円(令和5(2023)年2月15日 時点)				
P F	I事	業	者	事業者の名称:株式会社YOKOHAMA文体				
				■代表企業:株式会社電通				
				■構成企業:株式会社フジタ、大成建設株式会社、日本管財株式会社、公益財				
				団法人横浜市スポーツ協会、株式会社梓設計、川本工業株式会社、馬淵建設株式				
				会社、株式会社渡辺組、スターツコーポレーション株式会社				
				■協力企業:株式会社アーキボックス、株式会社ハリマビステム、株式会社電				
				通東日本、株式会社テレビ神奈川、株式会社神奈川新聞社、横浜エフエム放送株				
				式会社、株式会社ディー・エヌ・エー、株式会社横浜アリーナ				
主な	: 業	務内	容	(1)統括管理業務				
				(2)設計業務				
				(3)建設業務				
				(4)工事監理業務				
				(5)維持管理業務				
				(6)修繕業務				
				(7)運営業務				

### 評 価 結 果

PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
31,118百万円	30, 120百万円	998百万円	約3.2%

[平成29年3月21日]

### 定性的評価

- ① 事業の効率的な実施と最適なサービスを提供することができる。
- ② 利用者に対するサービス水準の向上と当該施設の有効活用が期待できる。
- ③ 民間収益施設を一体的に計画することによるにぎわい創出の核の形成が期待 できる。
- ④ リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な事業運営の実現が期待でき る。

# 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2016	平成	28	2	10	実施方針の公表
2016	平成	28	3	24	特定事業の選定
2016	平成	28	5	31	入札公告
2016	平成	28	11	4	入札中止
2017	平成	29	3	21	特定事業の選定(変更)
2017	平成	29	3	21	入札公告
2017	平成	29	7	18	1グループの応募
2017	平成	29	8	29	審査委員会による優秀提案者の選定
2017	平成	29	9	14	落札者決定
2017	平成	29	10	17	基本協定締結
2017	平成	29	11	8	事業契約締結
2017	平成	29	12	20	サブアリーナ(横浜武道館)基本設計開始
2018	平成	30	3	1	サブアリーナ実施設計開始
2018	平成	30	3	1	サブアリーナ着工
2018	平成	30	8	20	第1回変更契約締結(税制改正)
					変更後の契約金額:31,330,000,000円
2018	平成	30	12	28	第2回変更契約締結(横浜武道館供用開始日変更)
					変更後の契約金額:31,330,000,000円
2019	平成	31	3	15	第3回変更契約締結(物価変動による対価変更)
					変更後の契約金額:31,453,309,797円
2019	令和	元	9	30	第4回変更契約締結(消費税率変更による対価変更)
					変更後の契約金額:31,593,529,094円
2020	令和	2	2	1	メインアリーナ(横浜BUNTAI)基本設計開始
2020	令和	2	7	24	サブアリーナ供用開始
2020	令和	2	9	16	第5回変更契約締結(金利改定及び物価変動による対価変更)
					変更後の契約金額:31,263,489,533円
2020	令和	2	11	1	旧横浜文化体育館解体工事開始
2021	令和	3	1	1	メインアリーナ実施設計開始
2022	令和	4	1	25	メインアリーナ着工
2022	令和	4	2	18	第6回変更契約締結(物価変動による対価変更)
					変更後の契約金額:32,039,936,297円
2023	令和	5	2	15	第7回変更契約締結(物価変動による対価変更)
					変更後の契約金額:32,731,353,060円

【備考】

# 3 令和4年度 業務実施報告

統	実施内容	・統括管理責任者が横浜市との協議窓口となり、各構成員及び協力企業を調整
統括管理業務		するとともに、個別業務の業務責任者をはじめとした業務従事者の管理監督
理		を実施。市、事業者、個別業務担当企業との連携を密にとりながら、円滑な
業務		事業の推進に向けた調整を確実に実施した。
		・予算作成、経費の執行・管理及び決算管理を実施
		・個別業務についてセルフモニタリングを行い、その結果を市に報告。
	   特記事項	なし
	要求水準未達事項	<b>■</b> なし
	女小小牛小庄ず况	■なし □あり(内容及び対応状況: )
⇒n,	実施内容	・各種関係機関との調整
計	天旭四谷	・検査等対応業務
設計業務	water 15	
323	特記事項	なし
	要求水準未達事項	
		□あり(内容及び対応状況: ) (大きないでは、100mm) (大
建設	実施内容	・横浜BUNTAI(メインアリーナ)について建設業務継続中。
建設業務		・横浜BUNTAI 3月末時点の累計出来高37.6%で計画通り進捗している。
15 <del>5</del>	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状況: )
維	実施内容	・横浜武道館(サブアリーナ)の維持管理について予定通り業務進捗してい
持管		る。
維持管理業務	特記事項	なし
務	要求水準未達事項	■なし
	X-10/1-7/MCT-X	■ ω ∪
	実施内容	<ul><li>横浜武道館 利用者人数計画値 : 650,000人</li></ul>
運営業務	) (ME) 11	利用者人数実績値 : 689,895人
兼務		利用料金収入計画値: 184,623,776円(税抜き)
		利用料金収入実績値:166,196,095円(税抜き)
	   特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
	安水小华不连争快	
	##H#	□あり(内容及び対応状況: ) (内容及び対応状況: ) (本のでは、(本のでは、) (本のでは、)
その	実施内容	・第7回変更契約を締結(物価変動に伴うメインアリーナにかかる設計・建設
他	#t. \$1 = F = T	業務の増額及び物価変動に伴うサブアリーナに係る維持管理・運営費の増額)
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし (小力スの) いっぱい ファ
		□あり(内容及び対応状況: ) )

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

# (1) 財務状況の比較

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R 4 年度)	差額 (R4-R3)	理由	
損益計算書	売 上 高	1, 465, 336	4, 597, 904	3, 132, 568	税制改正の影響で収益認識	
	経常利益	4, 054	4, 894	840	の基準が変更になってお	
	当期利益	3, 224	4, 017	793	り、原価回収基準を適用し	
貸借対照表	総資産	10, 494, 144	14, 438, 906	3, 944, 762	たため、発生した工事原価	
	総負債	10, 307, 709	14, 248, 453	3, 940, 744	と同額を売上高に計上して	
	純資産	186, 435	190, 452	4, 017	おります。また、工事進捗に	
					より、資産負債が増加して	
					おります。	

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	995, 567	4, 597, 904	3, 602, 337	税制改正の影響で収益認識
	経常利益	518	4, 894	4, 376	の基準が変更になっていま
	当期利益	326	4, 017	3, 691	す。

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	4, 463, 615	4, 597, 904	134, 289	物価スライドによる契約変
					更を行ったため
	経常利益	13, 116	4, 894	△8, 222	会計方針の変更によるもの
	当期利益	9, 255	4, 017	△5, 238	です。株主資本計算書に影
					響額を記載しています。当
					該影響額は昨年計画時には
					10年間にわたり認識される
					予定のものでした。

# (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由			
<u> </u>							
J I	全事業において公表を差し控えています。 						
累計額	0	0	0				

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	0	0	0	

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

進捗状況	
竣工3年までは計画修繕が発生しない計画としており、当初計画通り推移している状況。	

# 5 令和4年度 所管局による評価

事業面			
各種手続きや運営調整など、	令和6年4月の横浜BUNTAI	(メインアリーナ)	供用開始に向
けた事業の進捗をしている。			
H l Who			
財務面	_ HT A \ 1 \ 2 \ \ 1 \ +v \ 2 \ v		
・当面の事業活動の継続性は	1懸念はないと考える。		
が叫し、しまり、マロがピ	ナ) マ 1 - 1 - 1 - 7 - 4 - 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		
・新型コロナウイルス感染症	Eにかかる		
その他			

# 6 経営状況に関する資料

# (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

# ア 損益計算書

損益計算書	
2022年 4月	1 8

至 2023年3月31日

( =	117	:	Н
1-1	- 1-26		1 3,

科目	金	額
【売上高】		
完成工事高	4,140,903,417	
割賦利息収入	41,029,721	
業務受託収入	249,774,972	
運営収入	166,196,097	4,597,904,207
【売上原価】		
完成工事原価	4,140,903,417	4,140,903,417
売上総利益	313 (1111111111111111111111111111111111	457,000,790
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		419,533,893
営業利益		37,466,897
【営業外収益】		
受取利息	5,037	
営業外収益合計		5,037
【営業外費用】		
支払利息	32,570,685	
雑損失	6,477	
営業外費用合計		32,577,162
経常利益		4,894,772
【特別利益】		
運営支援金収入	11,906,480	
特別利益合計		11,906,480
【特別損失】		
業務委託割増金	11,906,480	
特別損失合計		11,906,480
税引前当期純利益		4,894,772
法人税、住民税及び事業税	5,845,860	
法人税等調整額	△ 4,969,012	876,848
当期純利益		4,017,924

【注記】

【備考】

# イ 貸借対照表

### 貸借対照表 2023年3月31日現在

(単位:円)

資産の	の部	名庫の対	(早位・円)
		負債の部	T
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	14,438,880,254 【流動負債】		9,768,299,542
現金及び預金	198,965,356	工事未払金	1,648,603,259
工事未収入金	14,239,914,898	1年内返済予定の長期借入金	7,925,642,610
		未払金	120,861,028
		未払利息	3,605,811
		未払法人税等	5,068,600
		未払消費税等	13,604,700
		預り金	714,700
		前受金	50,198,834
【固定資産】	26,400	【固定負債】	4,480,154,405
投資その他の資産	26,400	長期借入金	4,443,447,068
長期前払費用	26,400	繰延税金負債	36 <u>,707.3</u> 337
		負債の部合計	14,248,453,947
		純資産の部	iß F
		【株主資本】	190,452,707
		資本金	100,000,000
		利益剰余金	90,452,707
		その他利益剰余金	90,452,707
		繰越利益剰余金	90,452,707
		純資産の部合計	190,452,707
資産の部合計	14,438,906,654	負債及び純資産合計	14,438,906,654

# 【注記】

# 【備考】

# ウ 株主資本等変動計算書

#### 株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日 至 2023年3月31日

(単位:円)

					(丰四・11)
		株主	資 本		
		利益剰	制余金		純資産合計
	資本金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	飛貝座口司
当期首残高	100,000,000	86,434,783	86,434,783	186,434,783	186,434,783
当期変動額					
当期純利益		4,017,924	4,017,924	4,017,924	4,017,924
当期変動額合計	_	4,017,924	4,017,924	4,017,924	4,017,924
当期末残高	100,000,000	90,452,707	90,452,707	190,452,707	190,452,707

### 【注記】

### (2) 監查報告書

### ア 監査役による監査報告書

#### 監査報告書

私監査役は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度における取締役の職務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と 合致しているものと認めます。
- (2) 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を 正しく示しているものと認めます。
- (4) 株主資本等変動計算書は、法令および定款に従い、かつ、会社財産の状況その他の 事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

2023年 5月29日

株式会社 YOKOHAMA 文体

監查役 上地 龍彦

# イ 独立監査法人による監査報告書 (1/3)

監査報告書	
(第 6 期) 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	
株式会社YOKOHAMA文体	
赤坂有限責任監査法人	

#### 独立監査法人による監査報告書(2/3) イ

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社YOKOHAMA文体 取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 五色 台





#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社YOKOHAMA文体の2022年4 月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別庄記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を 行った。

当監査法人は、上記の計算書項等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、当該計算書頻等に係る期間の財産及び損益の状况を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査 の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当 監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人とし てのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成 し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用におけ る取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人 はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ の他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との 間に重要な相違があるかどうか 検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内 容に重要な誤りの兆候があるかどうか 注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切 であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企 業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### イ 独立監査法人による監査報告書 (3/3)

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を人手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状况に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する住記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状况に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の住記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状况により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並ひに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ 1-

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月28日

作成局·課:市民局地域施設課

(連絡先:671-2086)

# 1 事業概要

事	弟	É	名	上郷・森の家改修運営事業						
事	業	内	容	横浜市上郷・森の家の設計、改修、工事監理、維持管理、修繕及び運営						
事	業月	斤管	課	市民局 地域施設課						
事	業	形	態	混合型 <b>事業方式</b> RO方式						
事	業	期	間	約17年 (始期) 平成30(2018)年6月5日 (終期) 令和17(2035)年3月31日						
契	約	金	額	【契約当初】 1,988,810,998 円 (平成30(2019)年6月5日 時点)						
				【最近改定】_1,964,697,953_円(令和2(2020)年2月21日 時点)						
ΡF	I 事	業	者	事業者の名称:上郷フォレストPFI株式会社						
				■代表企業:株式会社紅梅組						
				■構成企業:フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社						
				株式会社R. project						
				石井造園株式会社						
				■協力企業:相鉄企業株式会社						
				株式会社デザインの森						
				エバラ食品工業株式会社						
主な業務内容 (1)設計業務										
	(2)建設業務									
				(3)工事管理業務						
				(4)維持管理業務						
				(5)運営業務						
				(6)統括管理業務						

# 特定事業選定時 評 価 結 果

定量的評価

-	PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
	2,095百万円	1,869百万円	226百万円	10.8%

[平成29年7月5日]

- 定性的評価
- ① 事業の効率的・効果的な実施と最適なサービスの提供
- ② 利用者に対するサービス水準の向上による集客力の強化
- ③ 市の財政支出の平準化
- ④ リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な事業運営の実現

# 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容		
2017	平成	29	4	7	実施方針の公表		
2017	平成	29	7	5	特定事業の選定		
2017	平成	29	12	1	3 グループの応募		
2018	平成	30	1	26	審査委員会による優秀提案者の選定		
2018	平成	30	2	21	優先交渉権者決定		
2018	平成	30	3	22	基本協定締結		
2018	平成	30	6	5	事業契約締結		
2018	平成	30	6		基本設計開始		
2018	平成	30	10		実施設計開始		
2019	平成	31	1		着工		
2019	令和	元	6	7	契約変更 (税制改正に伴うサービス購入料Aの変更)		
2019	令和	元	9		供用開始		
2019	令和	元	9	20	契約変更 (消費税率変更に伴う契約金額の変更)		
2020	令和	2	2	21	契約変更(設計・建設の金利変更に伴う契約金額の変更)		

### 【備考】

# 3 令和4年度 業務実施報告

統	実施内容	1.連絡会議の開催	
統括管理業務		2.業務計画書、報告書の提出	
理		3.決算業務	
務		4. 事業評価業務	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況: )	
設	実施内容	なし	
設計業務	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	<b>■</b> なし	_
		□あり(内容及び対応状況: )	
建	実施内容	なし	
建設業務	特記事項	なし	
務	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況: )	
維	実施内容	・設備員業務	
持管		・消防設備点検業務	
維持管理業務		・建築設備保守業務	
務		• 空調設備保守業務	
		・給排水設備保守業務	
		・水質検査業務	
		・環境衛生業務	
		・自家用電気工作物保安管理業務	
		・保安業務、警備業務、有人警備業務	
		・機械警備業務	
		・植栽管理業務 特記事項(※1)参照	
	特記事項	※1 ナラ枯れ対応	
		・一昨年前からナラ枯れが拡大しており、倒木等の危険性が高い木については	
		高所作業車を使用して伐採。	
		・引き続き、危険木等を確認するための巡回点検が必要。	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況: )	

# 運営業務

#### 実施内容

・上郷・森の家 施設運営

年間利用宿泊数:

目標 27,173名 (うち横浜市内小学校体験学習利用:12,000名)

実績 27,695名 (うち横浜市内小学校体験学習利用:12,118名)

(前年度:12,583名(うち横浜市内小学校体験学習利用:4,164名)

・アウトドアフィールド (キャンプ場) 運営

年間キャンプ宿泊数:

目標 1,785名

実績 1,028名(前年度:1,472名)

年間日帰りバーベキュー利用者数:

目標 3,993名

実績 3,232名 (前年度:3,000名)

• 飲食提供業務

カフェテリア年間売上:

目標 53,308,713円

実績 52,010,361円 (前年度:19,592,468円)

kokko年間売上:

目標 7,489,000円

実績 1,110,499円(前年度:1,490,889円)※8月~3月は休業

- ・広報、営業等マーケティング実施(コロナ禍に合わせ時期を見ながら対応)
- ・利用者モニタリング実施

#### 特記事項

#### 【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業への影響】

- kokko自粛休業。(8月~3月)
- ・陶芸教室の自粛。(4月~3月)
- ・厚生労働省より「マスク着用の考え方」が示されたことを受け、3/13以降、 利用者のマスク着用は個人の判断に委ねることとした。

#### 【アレルギー食品の誤提供】特記事項(※2)参照

- ・10/30、アレルギー食品の誤提供事案が発生。
- ・再発防止策として、食事提供フローの改善を行った。

#### 【全国旅行支援】

・11/1より全国旅行支援プランの販売を開始。(11月~3月)

#### 要求水準未達事項

#### 口なし

■あり (特記事項※2について)

内 容:食事提供フローの遵守を怠ったことによるスタッフ間での情報共有 の不足と、フローどおりに食事が提供されているかを確認するチェック体制が 整っていなかったことが原因でアレルギー食品の誤提供が発生。

対応状況:食物アレルギー対応フローの改善、チェックリストの活用、アレル ゲン(7大)除去メニューの構築を実施。

そ	実施内容	なし	
他	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

# (1) 財務状況の比較

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値	実績値	差額	
		(R3年度)	(R4年度)	(R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	148, 065	236, 427	88, 362	宿泊者増による増収
	経常利益	4, 126	3, 794	<b>▲</b> 332	受取利息収入の減少による
	当期利益	3, 901	2,878	<b>▲</b> 1, 023	R3年度分の純損失の繰越控
		5, 901	2,010	<b>▲</b> 1, 023	除による
貸借対照表	総資産	970 206	022 076	<b>▲</b> 4E E90	サービス購入料受領に伴う
	花 貫 生	879, 396	833, 876	<b>▲</b> 45, 520	売掛金残高減少による
	総負債	869, 163	820, 765	<b>▲</b> 48, 398	借入金返済に伴うもの
	純資産	10, 232	13, 110	2, 878	当期益分

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	250, 191	236, 427	<b>▲</b> 13, 764	契約時にコロナ禍の影響を
					見込んでいないため減収
	経常利益	3, 757	3, 794	37	暫定計算と実績の差額
	当期利益	2, 636	2, 878	242	暫定計算と実績の差額

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	221, 698	236, 427	14, 729	宿泊者増による増収
	経常利益	3, 626	3, 794	168	暫定計算と実績の差額
	当期利益	2, 570	2, 878	308	暫定計算と実績の差額

### (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由		
			当する可能性があ			
 	全事業において公表を差し控えています。					
Ĺ						
累計額	10,000	10, 574	574			

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	2, 500	3, 191	691	汚水ポンプ修理、別館多目的トイレ緊急通報器設置、火の間排煙窓 ガラス交換工事など。

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

- ・令和2年2月、想定より早く故障した受電設備交換(1,500千円)を実施(当初令和6年度交換予定)。
- ・事業全体を通して、突発的な修繕と計画修繕の先送りにより、費用のバランスを取りながら、 全体額として大きな影響が出ないよう取り組んでいます。

# 5 令和4年度 所管局による評価

### 事業面

•	年間を通し感染症拡大	:防止による施	面設の利用制限等	を行わずに運	営するこ	とができ、	宿泊者数
	などが増加したため、	運営上の大き	な問題はない。				

- ・11月のアレルギー食品の誤提供を受け、契約書に規定する水準及び仕様を満たしていないと 判断したため、是正を求めた。その後、さらに安全性を確保するため、7大アレルゲンを除去 したメニューへの変更を検討し、令和5年度から実施している。
- ・引き続き、施設の維持管理・運営体制については注意してモニタリングしていく必要がある。

<b>m</b> I	74	<del>_</del>
ВХ	澇	ĦП
$\pi_{J}$	177	щ

•	事業の	継続性に	1問題	はない	<i>γ</i> )
---	-----	------	-----	-----	------------

#### その他

# 6 経営状況に関する資料

# (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

# ア 損益計算書

	損益計算書	
	自 2022年 4月 1日	
	至 2023年 3月 31日	
L郷フォレストPF[株式会社		(単位:円)
勘 定 科 目	金	額
【売上高】		236, 427, 462
【売上原価】	6.2	
原価外注費	232, 156, 342	232, 156, 342
売上総利益		4, 271, 120
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費		3, 833, 902
営業利益		437, 218
【営業外収益】		
受取利息	8, 586, 656	
雑収入	10, 721, 984	19, 308, 640
【営業外費用】		
支払利息	5, 229, 356	
その他の営業外費用	10, 721, 852	15, 951, 208
経常利益		3, 794, 650
税引前当期純利益		3, 794, 650
法人税等		916, 345
当期純利益		2, 878, 305
-7/1/2/02	1	20.100

### 【注記】

### 【備考】

# イ 貸借対照表

#### 貸借対照表 2023年 3月 31日 現在 上郷フォレストPFI株式会社 (単位:円) 部 負 部 【流動資産】 833.876.751 【流動負債】 108, 260, 511 現金及び預金 154, 309, 355 11, 852, 500 置掛金 売掛金 679, 567, 396 58, 778, 058 短期借入金 36, 665, 653 前受金 未払法人税等 916, 100 未払消費税等 48, 200 【固定負债】 712, 505, 462 長期借入金 712, 505, 462 合 81 820, 765, 973 資 産 の 部 【株主資本】 13, 110, 778 10, 000, 000 【資本金】 【利益剰余金】 3, 110, 778 3, 110, 778 【その他利益剰余金】 3, 110, 778 繰越利益剰余金 13, 110, 778 純 資 産 合 計 833, 876, 751 833, 876, 751 負債・純資産合計

### 【注記】

### 【備考】

# ウ 株主資本等変動計算書

# 株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月 31日

上郷フォレストPFI株式会社

(単位:円)

		株主資本			
Ī		利益剰余金		<b>位次本人社</b>	
	資本金	その他利益剰余金	株主資本合計	純資産合計	
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10, 000, 000	232, 473	10, 232, 473	10, 232, 473	
当期変動額					
当期純利益		2, 878, 305	2, 878, 305	2, 878, 305	
当期変動額合計		2, 878, 305	2, 878, 305	2, 878, 305	
当期末残高	10, 000, 000	3, 110, 778	13, 110, 778	13, 110, 778	

【注記】

### (2) 監査報告書

# ア 監査役による監査報告書

### 監 査 報 告 書

科監査役は、自 2022 年 4 月 1 日至 2023 年 3 月 31 []の第 5 期事業年度の取締役の収務の 執行を監査いたしました。

その結果について以下のとおり報告致します。

- 1. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - 事業報告は、法令及び定量に後に、会社の状況を正しく示しているものと認め ます。
    - 二 建築党の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
  - (2) 計算書類の監査結果

計算書籍は会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適盟に表示しているものと認めます。

以上

2023年6月5日 上郷フォレストPFI株式会社

監査役 石井 直樹

### イ 独立監査法人による監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2023年6月5日

上郷フォレストPFI株式会社 代表取締役 篠原 立美 様

荒川公認会計士事務所

公额会計士艺以至可

#### 監査意見

私は、上郷フォレストPFI株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び 内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月31日

作成局・課:にぎわいスポーツ文化局 MICE振興課

(連絡先:671-3546)

# 1 事業概要

事 業 名	みなとみらい公共駐車場運営事業
事 業 内 容	みなとみらい公共駐車場の運営・維持管理
事業所管課	にぎわいスポーツ文化局 観光MICE振興部 MICE振興課
事 業 形 態	事業方式 コンセッション方式
事 業 期 間	19年 (始期) 令和 2 (2020)年12月24日 (終期) 令和22 (2040)年 3 月31日
契 約 金 額	【契約当初】 1,220,042,748 円 (令和2(2020)年 12月 24日 時点)
	【最近改定】
PFI事業者	事業者の名称:株式会社横浜国際平和会議場
主な業務内容	(1)統括管理業務
	① 統括管理業務
	② 総務・経理業務
	③ 事業評価業務
	(2)準備業務
	① 利用規則の策定業務
	② 広報業務
	③ 公社からの引継業務
	④ スタッフ研修業務
	⑤ 関係者とのスケジュール等調整業務
	⑥ その他業務
	(3)維持管理・保全業務
	① 建築物保守管理業務
	② 建築設備保守管理業務
	③ 環境管理業務
	④ 清掃業務
	⑤ 什器備品管理業務
	⑥ 修繕業務
	⑦ 施設台帳及び図面の管理業務

#### (4)運営業務

- ① 利用規則に関する業務
- ② 駐車場料金徴収業務
- ③ 誘導・案内業務
- ④ 行政・周辺施設との連携業務
- ⑤ 保安警備及び防災業務
- ⑥ 利便施設等管理業務
- ⑦ 広報業務
- ⑧ 自主事業
- ⑨ 本事業期間終了時の引継業務
- ⑩ その他業務

### 特定事業選定時 定量的評価 評 価 結 果

[令和元年11月8日]

NPV	NPV'	VFM (金額)	VFM (%)
897百万円	927百万円	30百万円	約3.4%

#### 定性的評価

- ① 「グローバルMICE都市」としての更なる競争力強化
- ② 効率的かつ効果的な運営・維持管理
- ③ 施設の有効利用
- ④ リスク分担の明確化による安定した事業運営
- ⑤ 運営権対価による歳入の確保

# 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容
2019	令和	元	7	31	実施方針の公表
			11	8	特定事業の選定
2020	令和	2	2	28	提案募集要項等の公表
			6	19	提案書提出
			8	17	審査委員会による提案者の選定
			8	31	運営事業者決定
			12	24	公共施設等運営権実施契約の締結
2021	令和	3	1	29	利用規則及び利用料金の公表
			3	31	公益財団法人横浜市建築助成公社より本市へ引渡し
			4	1	公共施設等運営権設定・運営開始
【備考					

# 3 令和4年度 業務実施報告

統	実施内容	① 統括管理業務	
統括管理業務		・市及び関係機関との必要な諸調整	
理業		・各種書類の作成と提出	
務		②総務・経理業務	
		・予算決算業務	
		・文書等の管理及び記録の作成業務	
		③事業評価業務	
		・セルフモニタリングの実施	
		・財務状況等に関するモニタリング	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
設	実施内容		
設計業務			
務			
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		口あり(内容及び対応状況:	)
建	実施内容		
建設業務			
務			
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
維持	実施内容	①建築物保守管理業務	
管		②建築設備保守管理業務	
維持管理業務		③環境管理業務	
務		<b>④清掃業務</b>	
		<b>⑤什器備品管理業務</b>	
		⑥修繕業務	
		⑦施設台帳及び図面の管理業務	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		口あり (内容及び対応状況:	)

海	実施内容	① 利用規則に関する業務	
運営業務	大心(14		
業		② 駐車場料金徴収業務	
務		③ 誘導・案内業務	
		④ 行政・周辺施設との連携業務	
		⑤ 保安警備及び防災業務	
		⑥ 利便施設等管理業務	
		⑦ 広報業務	
		⑧ 自主事業	
		⑨ 本事業期間終了時の引継業務	
		⑩ その他業務	
		利用台数 317,385台(自動二輪含む。)	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)
そ	実施内容	なし	
の他			
,	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

## 1-(1) 財務状況の比較(株式会社横浜国際平和会議場)

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	7, 746, 291	8, 708, 004	961, 713	会場使用料収入等の増
	経常利益	$\triangle$ \(\text{182, 307}\) \(\text{336, 110}\) \(\text{518}\)		518, 417	同上
	当期利益	△206, 535	322, 761	529, 296	同上
貸借対照表	総資産	45, 962, 973	44, 808, 593	△1, 154, 380	有形固定資産等の減
	総負債	36, 505, 276	35, 028, 134	$\triangle 1, 477, 142$	長期借入金の減
	純資産	9, 457, 697	9, 780, 459	322, 762	利益剰余金の増

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高				
	経常利益				
	当期利益				

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由	
損益計算書	売 上 高	8, 571, 362	8, 708, 004	136, 642	会場使用料収入等の増	
	経常利益	271, 974	336, 110	64, 136	同上	
	当期利益	132, 276	322, 761	190, 485	同上	

## 1-(2) 財務状況の比較(みなとみらい公共駐車場運営事業)

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	454, 021	512, 306	58, 285	利用台数の増
	経常利益	207, 977	239, 288	31, 311	同上
	当期利益	201, 550	246, 402	44, 852	同上
貸借対照表	総資産				
	総負債				
	純資産				

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	610, 466	512, 306	△98, 160	駐車場収入の計画未達
	経常利益	339, 991	239, 288	△100, 703	同上
	当期利益	227, 794	246, 402	18, 608	法人税等の減

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	589, 525	512, 306	△77, 219	駐車場収入の計画未達
	経常利益	325, 897	239, 288	△86, 609	同上
	当期利益	198, 342	246, 402	48, 060	法人税等の減

### (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	+画値 実績値 差額 契約時) (R4年度) (実績−計画)		理由
	ハウに該当する	- <b></b> ら可能性があるた	め、全事業におい	ハて公表を差し控えています。
累計額	43, 089	24, 198	△18, 891	

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 実績値 (R4年度当初) (R4年度)		差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	14, 030	19, 801	5, 771	突発的修繕による増

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

#### 進捗状況

- ・令和4年度は長期修繕計画に基づき湧水対策工事を実施した。
- ・施設が古く、老朽化しているため突発的修繕が多く、当初予定していた計画通りに実施することが厳しい状況ではある。
- ・施設・設備の状況を確認したうえで、突発的な修繕と計画修繕の先送りにより、費用のバランスを取りながら、全体額として大きな影響が出ないよう計画を随時見直していく。

# 5 令和4年度 所管局による評価

	عللد	_
畢.	포	min
#	ᆓ	IHI

•	大きな	問題なく	運営を実施している。

・計画通りの点検と突発的な不具合や事故への必要に応じた修繕等を行うことにより	、施設の機
能及び性能を維持しており、大きな問題はない。	

#### 財務面

- ・コロナ禍で厳しい状況の2020年度に運営開始した当該事業であったが、昨年度と比較し、売上高が増加し黒字に転じており、良好な実績をあげている。
- ・当該事業者が管理運営する他の事業(会議センター、展示ホール、アネックスホール棟)も含め、安心安全な開催環境の提供、積極的なセールス、ハイブリッド開催に対応する配信サービス 提供等の経営努力により、会社としても3期ぶりに黒字回復した。以上から、当面の事業活動の 継続性に懸念はないと考えている。

### その他

特になし。

# 6 経営状況に関する資料

### (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

### ア 損益計算書 (株式会社 横浜国際平和会議場)

### 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円)

					科		月					金	額
売				1	-			商					8,708,004
売			Ŀ			原		佃	i				7,322,346
		売			1;		総	9	[1]		益		1,385,658
販	売	費 )	及	び	-	般	管	理 貨	,		-		874,134
		営				業		利			益		511,523
営		業		4	1		収	益					
		受				取		利			息、	448	
		助			成		金	1	又		入	4,484	
		そ					0)				他	1,271	6,203
當		業		4	1	-	費	月					
		支			-	払		利			息、	179,617	
		支	4.1	- 5	払		手	3	敗		料	2,000	181,617
		経				常		利			益		336,110
特		5	31]			利		溢					
		受			取		保	1	奂		金	2,837	2,837
特			31]			損		失				F-3.4	1.73
		固	14	定	_	資	産	除	2	1	担	25,505	25,505
		税	. 3	31	ĤŰ	3	当期	利	Œ	利	益		313,442
		法	人	税	,	住	民 税	及し	र ज	下 業	税	50,029	
		法		人	3	税	等	調	폊	改	額	△59,348	△9,319
		当		-7,	期		純	7	[1]		益		322,761

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 【注記】

#### 【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の損益計算 書を使用しています。

# イ 貸借対照表

						(2023年3月31	ne	H +c)							
						(2023 4- 3 H 31	DE	元(工)						(単位	: 千円)
= =		科	Ħ		- 1	金 額			科		F	1		金	額
(	資		0)	部	)		(	負		債	0)	部	)		10.5
iti		動	資		産	4,960,188	流		動		負		債	4	,181,327
	現		及び	預	金	3,047,356		買	do e		掛		金		481,050
	売	-	掛		金	297,628			以内			長期借		1	,417,120
	金	銭	0)	信	âE	1,600,000		契		約		Ď.	債		,411,091
	そ	3004	0)	450	他	15,233		設	頒		未	払	金		29,532
	貨	倒	引	当	金	△29		未	払	法		税	等		78,810
	-		3.5							-		首権負	100		203,268
								そ	1 112		0		他		560,455
								-							- 21 <b>1</b>
固		定	資		産	39,848,405	固		定		負		債	30	,846,806
	有		固定	資	産	31,373,745	1000	長	10		借	入	金		,103,060
		建			物	31,075,179		長	坝		未	払	金		,014,440
		構	築		物	130,828		退	職			当当	金		503,911
		車	可 運	搬	具	61		受	入	保		金	等	2	,604,335
		工具			品	148,675		公	<b></b> 埃施			首権重			,620,217
		建 計	变 仮	勘	定	19,000		そ			9)		他		842
	無	形	固定	資	産	7,831,789									
		ソフ	トウ	, x.	7	48,348			債		合		라	35	,028,134
		電影	舌 加	入	権	1,935	_	純	資				)		
			设 利	用	権	550			主		資		本	9	,780,459
			施設等		~ ~	7,750,246		資			本		金		,565,000
			軍営権リ			30,709		利	益		剩	余	金		,215,459
	投	資そ		の資	産	642,870		耒		益	独	備	金		6,770
	-00	投資			券	475		*				剰 余		2	,208,688
		長 期			用	200,506			- U-	- 20					
		繰延			産	436,678	1								
		そ	0)		他	5,210									
							純		資	産		合	at	9	,780,459
資		産	合		21	44,808,593	負	債		純	資道	笙 合	31		,808,593

### 【注記】

### 【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、株式会社横浜国際平和会議場の貸借対照 表を使用しています。

# ウ 株主資本等変動計算書

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(单位:千円)

		株 主 資 本							
			利益剰余金			NEWSON A 41.			
	資本金	THE SHIP A	その他利益剰余金	Olas et A. A. A. B.	株主資本合計	純資産合計			
		利益準備金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計					
当期首残高	7,565,000	6,770	1,885,927	1,892,697	9,457,697	9,457,697			
当期の変動額									
当期純利益			322,761	322,761	322,761	322,761			
当期の変動颔合計	1		322,761	322,761	322,761	322,761			
当期末残高	7,565,000	6,770	2,208,688	2,215,459	9,780,459	9,780,459			

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【注記】

# エ 損益計算書 (みなとみらい公共駐車場運営事業)

### 令和4年度収支実績

	中文印度		<b>参加的效</b>					
		6-39-	提出時	宝旗				
HER	(人(税抜き)	589, 525, 000	610, 466, 391	512, 306, 00				
5)	率場収入	584, 921, 000	179, 102, 760	509, 080, 00				
Æ	の他収入	4,604,000	131, 363, 634	3, 226, 00				
(25. W- (H	W (Str.5)	254, 114, 000	260, 990, 957	263, 534, 00				
	別(模技き)	251,111,000	280, 990, 957	200, 334, 00				
	個支持費 以消耗品費	6 200 000	0.000.000	5, 234, 00				
	<b>旅科</b>	6,592,000 11,172,000	8, 893, 556 5, 899, 454	11, 172, 00				
1 1	和公理	674,000	529, 200	823, 00				
1 1	経費	14,030,000	39, 861, 697	19, 801, 00				
1 2	VE D	83, 275, 000	82,077,366	81, 291, 000				
水	近光熱費	24, 645, 000	27, 565, 918	38, 175, 00				
102	<b>免費一般管理費</b>	60, 336, 000	16, 161, 916	51, 427, 00				
43	<ul><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一般</li><li>一級</li><li>一級<li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級&lt;</li></li></ul>	54,000	26, 033, 820	2, 242, 00				
P	F1事業者所有資産に係る減価信却費	0	.0					
22	共進政等運貨權対価減価的母費	53, 366, 090	53, 668, 000	53, 366, 00				
	rui.		H 10 100 100	4400 ****				
11元代		335, 381, 000	349, 475, 437	248, 772, 00				
	収入 (税抜き) 金運用収入	0	.0					
1 2								
汉京外	費用 (模抜き)	9, 484, 000	9, 181, 174	9, 484, 00				
胜	官權対解訓練利息支払	9, 484, 000	9, 484, 171	9, 484, 00				
(I)	入金支払利息 1 発借入金の種別訴訟款							
m	人全支払利息2~n							
103	明借入全利息							
常電外	-1646	-9, 484, 000	-9, 484, 174	-9, 484, 00				
便引而	当期利益	325, 897, 000	339, 991, 263	239, 288, 00				
法人权	(本事業単独における見込み額)	127, 555, 000	112, 197, 117	-7, 114, 00				
EQ. 41 (4)	当期利益	198, 342, 000	227, 791, 146	246, 102, 00				

巻プロフィットシェアリング前便引前当期利益--提案時の役引前当期利益---100,703,263円≤50,000,000円 上記により、プロフィットシェアリングの適用条件は満たしていない。

### (2) 監查報告書

### ア 監査役による監査報告書

### 監查報告書

当監查投会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人 等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法 で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社 法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容 及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び 使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書に ついて検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事 実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認め ます。

> 2023 年 5 月 31 日 株式会社横浜国際平和会議場 監査役会

常勢監查役 場紅 信大 社外監查役 田子 陽子 社外監查设 小池 恭一

### イ 独立監査法人による監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社横浜国際平和会議場

取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 横 浜 事 <u>務</u>所

指定有限責任社員 公認会計工 山 崎 光 隆 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436 条第2 項第1 号の規定に基づき、株式会社横浜国際平和会議場の2022 年4 月1 日から2023 年3 月31 日までの第36 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表 デュマレるものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任!に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセス の整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の通程において、 その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があ るかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、

その事実を報告することが求められている。

での他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を確備及び選用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継統企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合に付当該事項を関示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監 視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを鍛別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監要事務を立案し、実証する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 図準する内部が制き検到する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が維統企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、維統企業の前提に重要な疑惑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。総統企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、提来の事象や状況により、企業は結被企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に继拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不借を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

#### 利主题保

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年8月9日

作成局・課:にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

(連絡先:045-671-3288)

## 1 事業概要

	_					1				
事業	名	本牧市民プール再整備	<b>請事業</b>							
事 業 内	容	本牧市民プールの設言	な物市民プールの設計・建設・維持管理等							
事業所管	課	にぎわいスポーツ文化	と局 スポーツ振興詞	果						
事 業 形	態	混合型 事業方式 BTO方式								
事 業 期	間	約12年間(始期)令和								
契 約 金	額	【契約当初】 2,593,	422,768円 (令和 3	(2021) 在	年9月29日	時点)				
		【現契約額】 2,822,	617,556円 (令和5	(2023) 在	年2月15日	時点)				
PFI事業	者	事業者の名称:本牧/	 ドイパーク株式会社							
		■代表企業:馬淵舜	建設 株式会社 (総	括責任者)						
		■構成企業:フロン	/ティアコンストラク	ケション&	パートナー	ズ 株式会社				
		株式会	会社 ヤマト							
		株式会	会社 アメニティシス	テム						
		■協力企業:パシス	■協力企業:パシフィックコンサルタンツ 株式会社							
		株式会	株式会社 田辺設計							
		扶桑氰	這機 株式会社							
		株式会	会社 ヒーロー(付帯	事業)						
主な業務内	容	(1)統括管理業務								
		(2)設計業務								
		(3)建設業務								
		(4)維持管理業務								
		(5)運営業務								
		(6)その他業務								
特定事業選	定	定量的評価								
時		PSC	PFI-LCC	VFM (≾	金額)	VFM (%)				
評 価 結	果	2,657,729千円	2,551,852千円	105	,877千円	3.98%				
[令和元年6月7]	日]				<del>-</del>	i				
		定性的評価								
		① 民間ノウハウ活用	による屋外遊泳用フ	ール事業	におけるサー	ービス水準の向上				
		② 民間収益施設を一	体的に整備すること	:による周:	辺地域のま	ちづくりへの貢献				
		③ リスク分担の明確	化による安定的かつ	長期的な	屋外遊泳用	プール事業の実現				

# 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容			
2019	平成	31	3	1	実施方針の公表			
2019	令和	元	6	7	特定事業の選定		特定事業の選定	
2020	令和	2	7	21	入札公告			
					1 グループの応募			
2021	令和	3	3	31	審査委員会による優秀提案者の選定			
2021	令和	3	4	21	落札者決定			
2021	令和	3	4	28	基本協定締結			
2021	令和	3	9	29	事業契約締結			
2021	令和	3	10	1	基本設計開始			
2022	令和	4	8	31	着工			
2023	令和	5	2	15	第1回変更契約締結(物価変動による対価変更)			
					変更後の契約金額: 2,822,617,556円			

【備考】

# 3 令和4年度 業務実施報告

統括管理業務	実施内容	令和4年度は毎月の関係者協議会を中心に、事業工程表、資金収支計画、セルフモニタリング計画書等に基づき、経営管理、財務管理、業務管理 進捗の都度確認と開業に向けての体制構築に努めました。資金調達に関 ては横浜銀行と融資契約を締結し、建中ローンを実行しました。	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況: )	1
設計	実施内容	・実施設計業務	
設計業務		・各種関係機関との調整	
橯		• 検査等対応業務	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	1
工	実施内容	・工事監理業務開始	
工事監理業務	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況)	
建	実施内容	・工事着手	
建設業務	特記事項	なし	
粉	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況)	)
維	実施内容	業務開始前につき、特になし。	
維持管理業務	特記事項	業務開始前につき、特になし。	
世業	要求水準未達事項	■なし	
務		□あり(内容及び対応状況)	)
運営業務	実施内容	<ul><li>スタッフ採用や業者選定(駐車場・券売機・HP・エア遊具・Nightプル装飾品他)</li><li>関係者協議会等の実施</li></ul>	_

	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況	)
そ	実施内容	なし	
その他			
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	<b>■</b> なし	
		□あり(内容及び対応状況	)

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

## (1) 財務状況の比較

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R 4 年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売上高	0	0	0	営業前のため記載なし
	経常利益	0	0	0	営業前のため記載なし
	当期利益	<b>▲</b> 55	<b>▲</b> 74	<b>▲</b> 19	法人住民税の初年度1年未
					満による月数計算分
貸借対照表	総資産	42, 585	1, 039, 642	997, 057	建設工事の仕掛計上分
	総負債	32, 640	1, 029, 772	997, 132	銀行融資による借入金増
	純 資 産	9, 944	9, 869	<b>▲</b> 75	法人住民税による

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	0	0	0	
	経常利益	0	0	0	
	当期利益	<b>▲</b> 12	<b>▲</b> 74	<b>▲</b> 62	法人住民税計算差異

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	0	0	0	
	経常利益	0	0	0	
	当期利益	<b>▲</b> 74	<b>▲</b> 74	0	

## (2) 修繕費の推移

## ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由				
	全事業において公表を差し控えています。							
<u>L</u>	י 							
累計額	0	0	0					

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	0	0	0	設計・建設期間中のため、修繕費
				は発生せず

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

# 5 令和4年度 所管局による評価

事業面
令和4年8月に工事着手し、各種手続きや運営調整など、事業の進捗をしている。
財務面
当面の事業活動の継続性に懸念はないと考える。
その他

# 6 経営状況に関する資料

# (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書

	損益	計算書	
	自 2022	年 4月 1日	
	至 2023	年 3月 31日	
x牧ベイパーク株式会社			(単位:円)
勘 定 科	目	金	額
【営業外収益】			
受取利息		186	
雑収入		14	200
経常利益			200
税引前当期純利益			200
法人税等		l –	74, 527
当期純損失			74, 32

【注記】

【備考】

# イ 貸借対照表

# 貸借対照表

2023年 3月 31日 現在

本牧ベイパーク株式会社

(単位:円)

や状、イバー ノ 体以去社			(年位:口)
資産の	部	負債の	部
【流動資産】	1, 039, 642, 852	【流動負債】	20, 772, 900
現金及び預金	30, 330, 453	未払金	19, 166, 900
仕掛販売用不動産	1,009,191,919	預り金	1, 531, 500
前払費用	120, 480	未払法人税等	74, 500
	7.71	【固定負債】	1, 009, 000, 000
		長期借入金	1, 009, 000, 000
		負 債 合 計	1, 029, 772, 900
		純 資 産	の部
		【株主資本】	9, 869, 952
		【資本金】	10, 000, 000
		【利益剰余金】	△ 130,048
		【その他利益剰余金】	△ 130,048
	•	繰越利益剩余金	△ 130,048
		純 資 産 合 計	9, 869, 952
資 産 合 計	1, 039, 642, 852	負債・純資産合計	1, 039, 642, 852

【注記】

【備考】

# ウ 株主資本等変動計算書

## 株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

本牧ベイパーク株式会社

(単位:円)

	【資本金】	【利益剰余金】	Total Control	结次产入引
		【その他利益剰余金】	株主資本合計	純資産合計
		繰越利益剰余金		
当期首残高	10, 000, 000	△ 55, 721	9, 944, 279	9, 944, 279
当期変動額				
当期純利益		△ 74,327	△ 74.327	△ 74, 327
当期変動額合計		△ 74,327	△ 74, 327	△ 74, 327
当期末残高	10, 000, 000	△ 130,048	9, 869, 952	9, 869, 952

【注記】

### (2) 監査報告書

### ア 監査役による監査報告書

## 監査報告書

私監査役は、自 2022 年 4 月 1 日至 2023 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の取締役の職務の 執行を監査いたしました。

その結果について以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
- (2) 計算書類の監査結果

計算書類は会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

2023年6月20日本牧ベイパーク株式会社

監査役 勝岡 直紀 (印

### イ 独立監査法人による監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2023年6月5日

本牧ベイパーク株式会社 代表取締役 野部 幸男 様

荒川公認会計士事務所

公部会計士艺四其司

#### 監査意見

私は、本牧ベイパーク株式会社の 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度 の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につい て監査を行った。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び 内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 横浜市PFI事業進捗状況等確認調書

令和4年4月1日~令和5年3月31日 状況報告

作成年月日:令和5年7月31日

作成局・課: 道路局建設課

(連絡先:671-3539)

## 1 事業概要

事 業 名	環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業					
事業内容	電線共同溝の設計、建設、工事監理及び維持管理					
事業所管課	道路局建設部建設課					
事 業 形 態	サービス購入型   事業方式   BTO方式					
事業期間	18年10ヶ月(始期)令和4(2022)年6月7日 (終期)令和23(2041)年3月31日					
契 約 金 額	【契約当初】_2,424,681,240_円(令和4(2022)年 6月 7日 時点)					
	【最近改定】					
PFI事業者	事業者の名称:					
	■代表企業:東電タウンプランニング株式会社・					
	■構成企業:株式会社関電工、日本工営株式会社					
	■協力企業:一					
主な業務内容	(1)調査・設計業務					
	① 測量·調査業務					
	② 詳細設計業務					
	③ 調整マネジメント業務(設計段階)					
	(2)工事業務					
	① 支障移設工事					
	② 整備工事業務					
	③ 引込・連系管工事					
	④ 整備施設の所有権移転業務					
	⑤ 調整マネジメント業務(工事段階)					
	(3)工事監理業務					
	(4)維持管理業務					
	① 点検業務					
	② 補修業務					
	③ 調整マネジメント業務(維持管理段階)					
	④ 事業期間終了時の引継ぎ業務					

## **特定事業選定時** 定量的評価 評 価 結 果

PSC	PFI-LCC	VFM (金額)	VFM (%)
1,701百万円	1,499百万円	202百万円	11.9%

[令和3年4月30日]

#### 定性的評価

- ① 各種工事の工程を最適化
- ② 調査精度の高い詳細設計で手戻りを最小化
- ③ 早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進
- ④ まちづくりへの貢献
- ⑤ 民間資金等の活用による市の財政負担額を平準化
- ⑥ リスク分担の明確化による安定した事業実施

## 2 事業経過

西暦	元号	年	月	日	内容		
2021	令和	2	11	20	実施方針の公表		
		3	4	30	特定事業の選定		
		3	7	27	入札公告		
2022		4	1	28	審査委員会による優秀提案者の選定		
		4	2	4	落札者決定		
		4	2	21	基本協定締結		
		4	6	7	事業契約締結		
		4	6	7	調査・設計業務開始		

### 【備考】

# 3 令和4年度 業務実施報告

統	実施内容	・調整マネジメント業務(設計段階)
統括管理業務		・発注者会議の開催(毎月1回):業務進捗状況報告等
理		・企業者調整会議の開催
兼務		・地元連絡会の開催
		・第三者モニタリングの実施
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	<b>■</b> なし
	安水小毕木连争垻	
<b>⇒</b> hrat	実施内容	□あり(内容及び対応状況: ) ・測量業務
調査	天旭円谷	<ul><li>・ 設計業務</li></ul>
•		▼ 以 司 未
設計業務		
務		
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状況:
ヹ	実施内容	なし
工事業務		
務		
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		<u> </u>

		□あり(内容及び対応状況:	)
工事監理業務	実施内容 特記事項 要求/準未達事項	なし なし ■なし □あり(内容及び対応状況:	)
維持管理業務	実施内容	なし	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし □あり(内容及び対応状況:	)
運営業務	実施内容	なし	
	特記事項	なし	
	要求水準未達事項	■なし	
		□あり(内容及び対応状況:	)

その他	実施内容	なし
	特記事項	なし
	要求水準未達事項	■なし
		□あり(内容及び対応状況: )

<sup>※</sup>本頁の「要求水準」は、要求水準書、提案書等を含む契約内容全般を指す。

# 4 令和4年度 財務状況報告

## 1-(1) 財務状況の比較(代表企業:東電タウンプランニング株式会社)

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	62, 756, 366	62, 969, 503	213, 137	事業収入の増
	経常利益	7, 268, 694	6, 339, 489	<b>▲</b> 929, 205	事業支出の増
	当期利益	4, 837, 254	4, 155, 528	<b>▲</b> 681, 726	同上
貸借対照表	総資産	33, 418, 845	32, 065, 158	<b>▲</b> 1, 353, 687	流動資産の減
	総負債	17, 518, 195	16, 812, 381	<b>▲</b> 705, 814	流動負債の減
	純資産	15, 900, 649	15, 252, 777	<b>▲</b> 647, 842	利益剰余金の減

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高				
	経常利益				
	当期利益				

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売 上 高	63, 902, 883	62, 969, 503	<b>▲</b> 933, 380	事業収入の減
	経常利益	5, 342, 870	6, 339, 489	996, 619	費用支出の減
	当期利益	3, 481, 032	4, 155, 528	674, 496	同上

## 1-(2) 財務状況の比較

## (環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業)

### ア 前年度との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

					·     • (     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •     •     •     •     •     •     •     •     •     •   •     •   •     •   •     •
		実績値 (R3年度)	実績値 (R4年度)	差額 (R4-R3)	理由
損益計算書	売 上 高	ı	98, 257	98, 257	
	経常利益	_	10, 794	10, 794	
	当期利益	-	7, 060	7, 060	
貸借対照表	総資産				
	総負債				
	純資産				

### イ 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	98, 257	98, 257	0	
	経常利益	0	10, 794	10, 794	保険料の計上時期相違
	当期利益	0	7, 060	7,060	

### ウ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

		計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
損益計算書	売上高	98, 257	98, 257	0	
	経常利益	0	10, 794	10, 794	保険料の計上時期相違
	当期利益	0	7, 060	7, 060	

## (2) 修繕費の推移

### ア 計画値(契約時)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (契約時)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由		
企業ノウハウに該当する可能性があるため、全事業において公表を差し控えています。						
	_	_	_			

### イ 計画値(年度当初)との比較

【単位:千円(千円未満切捨)】

年度	計画値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度)	差額 (実績-計画)	理由
令和4年度	_	_	_	施設整備期間中のため、修繕費は
				発生せず

### ウ 事業全体における長期修繕計画の進捗状況

長期修繕計画に対する進捗状況
供用開始前のため修繕が発生しておらず、当初計画通り推移している状況。

# 5 令和4年度 所管局による評価

事業面	
計画どおり、調査・設計業務が進められている。	
財務面	
特に問題なく事業が進められている。	
その他	

# 6 経営状況に関する資料

### (1) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書)

## ア 損益計算書(代表企業:東電タウンプランニング株式会社)

東電タウンプランニング株式会社

#### 損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位: 百万円)

	(平匹・ログロ)
科目	金額
売上高	62, 969
売上原価	51, 814
売上総利益	11, 154
販売費及び一般管理費	5, 116
営業利益	6, 038
営業外収益	460
営業外費用	159
経常利益	6, 339
税引前当期純利益	6, 339
法人税、住民税及び事業税	2, 031
法人税等調整額	152
当期純利益	4, 156

#### 【注記】

#### 【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、代表企業: 東電タウンプランニング株式 会社の貸借対照表を使用しています。

## イ 貸借対照表 (代表企業:東電タウンプランニング株式会社)

東電タウンプランニング株式会社

### 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部		
流動資産	20, 369	流動負債	15, 583	
固定資産	11, 695	固定負債	1, 228	
		株主資本	14, 950	
		資本金	100	
		資本剰余金	420	
		その他資本剰余金	420	
		利益剰余金	14, 430	
		利益準備金	80	
		その他利益剰余金	14, 350	
		(うち当期純利益)	4, 155	
		評価・換算差額等	301	
		その他有価証券評価差	201	
		額金	301	
資産合計	32, 065	負債・純資産合計	32, 065	

### 【注記】

### 【備考】

事業者の経営状況により事業の継続性を確認するため、代表企業:東電タウンプランニング株式 会社の貸借対照表を使用しています。

# ウ 株主資本等変動計算書(代表企業:東電タウンプランニング株式会社)

# <u>株主資本等変動計算書</u> 2022年4月1日から2023年3月31日まで

					株主資本			
			資本剩余金			利益剰余金		
		資本金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他系 別途積立金	用益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当其	用首残高	100	420	80	8, 421	6, 611	15, 112	15, 63
*	剰余金の配当	-	_	-	_	<b>▲</b> 4,837	<b>▲</b> 4,837	<b>4</b> ,837
事業年度	当期純利益	_	_	_	_	4, 155	4, 155	4, 15
中の変動額	株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	_	_	_	=
額	合計	_	-	_	_	▲ 681	▲ 681	▲ 68
当其	用末残高	100	420	80	8, 421	5, 929	14, 430	14, 95

		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当其	明首残高	268	15, 900
*	剰余金の配当	_	<b>▲</b> 4,837
事業年度中の	当期純利益	_	4, 155
中の変動額	株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)	33	33
割	合計	33	<b>▲</b> 647
当其	期末残高	301	15, 252

【注記】

## 工 損益計算書(環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業)

## 損益計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

98, 257, 000 98, 257, 000 87, 462, 967 87, 462, 967 10, 794, 033

(単位: 円)

無電柱化・地域開発事業費 87,462,967 売上総利益 10,794,0 営業利益 10,794,0 経常利益 10,794,0 税引前当期純利益 10,794,0
営業利益 10,794,0 経常利益 10,794,0
経常利益 10,794,0
税引前当期純利益 10,794,0
法人税、住民税及び事業税 3,733,5
当期純利益 7,060,4

## 【注記】

売上高

売上原価

無電柱化・地域開発事業収入

## 【備考】

## (2) 監査報告書

## ア 監査役による監査報告書

### 監 査 報 告 書 (写)

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度(2022年度)の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、当期の監査方針および監査計画を定め、取締役および内部監査担当やその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(会社業務の適正を確保するための体制)の状況を監視および検証いたしました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明 細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
- 三 会社業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム) の整備に関する取締役会 決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月26日

東電タウンプランニング株式会社

常勤監査役 岡田 健治 📵

常勤監査役 金子 史彦 @

監 査 役 阿部 陽子 @

## 監查役会監查報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成し た監査報告書に基づき、審議の結果、全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等 及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、オンライン会議ツール等も活用しながら、次の方法で監査を実

取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況 を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に 応じて、子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制について、取締役会決議の

内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制 (内部統制システム) の構築及び運用状況を監視、検証いたしました。 ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその 職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が整備されている旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めまし た。なお、監査上の主要な検討事項については、井上監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を 受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細曹、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変 動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業 報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としましては、当社 グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取組みを、引き続き確認してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 関 電 工 監査役会

常勤監查役 雪村 透印

常勤監查役 田中秀一回

監 查 役(社外監查役) 大川澄人 回

監查役(社外監查役) 末綱 隆印

監 查 役 (社外監查役) 武藤昭一印

以

F

## 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告

当監査役会は、2021年7月↑日から2022年6月30日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役 が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室

その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施し

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ て説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。 また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から 事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社 及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項 及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制シ ステム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説 明を求め、意見を表明いたしました。

明を求め、最見を表明いたしました。
③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からを確保するための体制」(会社計算規則第131条号に「掲げる事項」を「監査」に関するとは、必要に応じて説明を求めまします。 基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めまし

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、 連結持分変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

(1) 事業報告等の監査結果 ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。 ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったのではないた思います。

同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。 (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月25日

日本工営株式会社 監査役会

常勤監査役 佳 藤 岡村 邦 夫 (ED) 常勤監查役 樹 1 監 査 役 本庄 直 監査役 小泉 淑 子 (ED)

(注) 常勤監査役岡村邦夫及び監査役小泉淑子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 F

## イ 独立監査法人による監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 春日 淳志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 飯田 昌泰

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 前川 和之

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸妻が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

- 1. 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2)原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積もることができない。
  - なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年 8月10日法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
- 2. 「注記事項 重要な会計方針 10. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1~ 4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1~4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成におい て対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

会社は、注記事項「重要な会計方針」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所 の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向け た中長期ロードマップ」及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき貸借対照表に災害損失引当金を487,614百万円、特定 原子力施設炉心等除去準備引当金を9,168百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を158,783百万円計上している。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積 り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性 があるものの、会社は入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

#### 柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

#### 有形固定資産の減価償却方法の変更

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容である ため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以 外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他 の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務請表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財 務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要 な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを 評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要 がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続

を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸妻の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸妻の表示、構成及び内容、並びに財務諸妻が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不 備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ E

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

## (添付書類) 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

日本工営株式会社 取締役会 御中

### PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久保田正崇

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 近藤 仁

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本工営株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本工営株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫 理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たして いる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び連用することが含まれる。

### (添付書類) 監査報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で 求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算 書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並び に監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じ ている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 関 電 工 取締役会 御中

井上監査法人 東京都千代田区

公認会計士 平松 正己

公認会計士 鈴 木 勝 博

指 定 在 貝 公認会計士 佐久間 正 通 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関電工の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結 計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違 以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断 を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを臓別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること。又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正 に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査 人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不 備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合は その内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上